

「表現の自由」の闘い方

なぜいま、出版するのか？
～その真意と裏舞台～

2022年3月23日版

山田太郎事務所

V8

はじめに

表現の自由にまつわる事件等

	～2010	2010～2020	2021～
政治	児童ポルノ禁止法 都道府県青少年保護条例非 実在青少年 ストックホルム会議 女子差別撤廃条約 男女共同参画基本計画	TPP著作権非親告罪化 DL違法化 児ポ法改正 女子差別撤廃委員会見解 表現の不自由展 デジタルプラットフォーム規制 香川ゲーム規制 有害図書指定問題 TikTok	デジタルプラットフォーム規制 プロバイダ責任制限法改正 デジタル著作権 コスプレ 新型コロナ対策 第5次男女共同参画計画 表現の不自由展 大阪府「表現ガイドライン」 温泉むすめ
裁判	有害図書包括指定 松文館 メイプルソープ	CG児童ポルノ ろくでなし子 同人誌違法サイト ビデ倫 すずらん写真RT Winny事件	漫画村 映画「宮本から君へ」 ゲーム規制
民間	宮崎勤事件 有害コミック騒動	宇崎ちゃん献血ポスター アクタージュ	GAFSA対策 クレジットカード規制

児童ポルノ禁止法

児童ポルノ禁止法

附則 第二条

政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であって児童ポルノに類するものと児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

CG 児童ポルノ 事件

少女の裸の写真を素材にしてCGを描き、ネットで販売したとして児童ポルノ法違反で起訴された事件

児童ポルノ禁止法 附則2条

附則 (検討)

第二条 政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であって児童ポルノに類するもの（次項において「児童ポルノに類する漫画等」という。）と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置（次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。）に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする

2014年4月24日：児童ポルノ禁止法の再修正案 附則の二条の削除成功

第五 その他

一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。 (附則第一条第一項関係)

2 第二の二の1 (自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則) は、この法律の施行の日から一年間は、適用しないものとする。 (附則第一条第二項関係)

二 検討

1 政府は、児童ポルノに類する漫画等 (漫画、アニメ、CG、擬似児童ポルノ等をいう。) と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。 (附則第二条第一項関係)

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、1の調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ

三

アニメの附則二条については
削除



第五 その他

一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。 (附則第一条第一項関係)

2 第二の二の1 (自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則) は、この法律の施行の日から一年間は、適用しないものとする。 (附則第一条第二項関係)

二 検討

1 政府は、インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。 (附則第二条第一項関係)

2 インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、1の技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 (附則第二条第二項関係)

三 その他

三

2014年：児童ポルノ法改正時に提出した修正要望

児童ポルノ禁止法改正案に修正要望（案）

2014/4/24
参議院議員 山田太郎

先般、ご提案の児童ポルノ禁止法改正案に対して下記の通り修正を要望致します。

記

1. 児童ポルノという名称の変更

- ・ 本法の目的は児童に対する性的搾取および虐待を防止、児童の権利を擁護（記録物の拡散防止等）することとある
- ・ その趣旨を明確にするために、名称を「児童ポルノ」ではなく「**子どもの性的虐待の記録**」等に変更する
 - これにより、実被害のある精子を顔にかけられた少女の画像にもこの法律が適用され、逆に被害者の存在しないマンガやアニメの登場人物に対する規制はされなくなる
 - また、「児童ポルノ」は解釈が生まれる余地があるが、「性的な虐待の記録」であればその解釈の余地は生まれにくい

2. 所持に対する事前廃棄命令（行政命令）の導入

- ・ 現行修正案では、冤罪の余地が生まれやすい。また、自主規制による萎縮効果も生まれる
 - 京都府・栃木県等で実際に導入されている行政による事前の廃棄命令を導入すべき
 - これにより意図しない所持に対する冤罪や、あいまいな部分に対する萎縮効果を防ぐことができる

3. 「子どもの性虐待の記録」（上記1によらない場合は「児童ポルノ」）の定義明確化

- ・ 3号ポルノで「衣服の一部をつけない姿態」かつ「性欲を興奮/刺激させるもの」という曖昧な定義ではなく、恣意的な運用がしづらい
 - 1.とも関連するが、児童ポルノの定義は難しいが、子どもの性虐待の記録とすれば、その定義は可能となる
 - 少なくとも児童ポルノの名称が変更とならなくてもいわゆる3号ポルノについて「**殊更に児童の性的な部位（性器等もしくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。）が露出され、又は強調されているもの**」等を条件として追記すべき

4. その他

- ・ 質疑を通じて本法のあいまいな部分を法案提出者として明確にしてほしい
- ・ 所持規制の要件に「自己の意思に基づくことが明らかに認められる」ことを追加、曖昧なままの定義の3号ポルノを要件からの除外をしてほしい

以上

児童ポルノ禁止法改正案に対する意見_v0.3.docx
2014/5/1 16:22

1. 児童ポルノという名称の変更

- ・ 本法の目的は児童に対する性的搾取および虐待を防止、児童の権利を擁護（記録物の拡散防止等）することとある
- ・ その趣旨を明確にするために、名称を「児童ポルノ」ではなく「**子どもの性的虐待の記録**」等に変更する
 - これにより、実被害のある精子を顔にかけられた少女の画像にもこの法律が適用され、逆に被害者の存在しないマンガやアニメの登場人物に対する規制はされなくなる
 - また、「児童ポルノ」は解釈が生まれる余地があるが、「性的な虐待の記録」であればその解釈の余地は生まれにくい

TPP非親告罪

TPPによる非親告罪化

TPPによる非親告罪化からコミケは守られました。一連の流れです

2月

「TPP交渉、著作権侵害は非申告罪で調整」というニュース

3月

「コミケに影響無しとは言えない」予算委員会・宮沢経産大臣

6月

「一律に非親告罪は良くない」決算委員会・甘利TPP担当大臣

8月

「二次創作の萎縮などの懸念も踏まえ・・・」
決算委員会・安倍総理大臣

10月

TPP大筋合意

10月

「二次創作が萎縮しないように法整備する」MANGA議連・馳文科大臣



著作権非親告罪化

国会でコミケや同人即売会の用語が質疑に初登場

- 予算委員会（2015/03/19）
 - 著作権非親告罪化について
- 宮沢洋一経産産業大臣

**コミックマーケットのコンテンツや参加者に、
非親告罪による法的影響がある！**



コミケなどの同人誌即売会とか、今月はアニメジャパン、オタクサミット等があります。そんな中で著作権の非親告罪化によってこういった同人誌マーケットや同人文化は打撃を受けると言われていますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

コミックマーケットの関係者からは、仮に著作権侵害が非親告罪化された場合には、厳密に言えば違法だが、権利者に実害がない限り、強いて問題視はされていない多くの利用を萎縮させるおそれがあるといった懸念が表明されていることは承知を、認識をしております。全面的に著作権侵害が非親告罪化されるとなると、

その**コミケ、コミックマーケット等の参加者に影響なしとは言えないという気がいたします**



著作権非親告罪化

- 決算委員会（2014/06/09）
 - 著作権保護とTPPによる非親告罪化の問題
- 甘利明TPP担当大臣

著作権非親告罪化は、
日本の文化に大きな影響が！

一律にみんな非親告罪にしてしまえというような
議論は余り良くないなというようなところから
共通ルールにしていくかということは今交渉している最中



表現の自由、通信の自由、秘密を守ることが重要という立場で
私自身も主張してまいりましたけれども、
それらの観点から立っても、
著作権の非親告罪はそのまま日本に素直に適用するというのは
ちょっと見過ごすわけにはいかない問題

著作権非親告罪化 山田さんの顔を見たら、二次創作とか表現の自由を聞くと聞いたんで

- 予算委員会（2015/08/10）

- 表現の自由と通信の秘密について
- 安倍晋三総理大臣

山田さんの顔を見たら、二次創作とか表現の自由を聞くと聞いたんで

TPP非親告罪化について、特に質問をしていないのに総理が答弁するハプニング（？）



総理のフライング答弁（抜粋）

TPP交渉における著作権侵害の非親告罪化については、二次創作の萎縮などの懸念も踏まえ、権利保護と利用促進とのバランスを取りながら共通ルールの構築を目指し、交渉に当たっております。

TPPの非親告罪の話は質疑通告していたんですが、質問しなかったんですけれども、答えていただきまして、ありがとうございました。



➤ 今後、国内での著作権法の法整備を行う際、二次創作の萎縮について配慮することを総理自らが認めた

MANGA議連・著作権の非親告罪化に関するヒアリング

二次創作運命の日

- 2015年10月21日 MANGA議連開催
 - TPP・著作権侵害罪の非親告罪化に関するヒアリング

2015年10月7日に第三次安倍改造内閣が発足し
MANGA議連の幹事長でもある**馳浩議員**が文科大臣に入閣
会議には馳浩文科大臣も出席（重要！）

「表現の自由」に対する考えは国政に反映されやすくなった



事務局長代行として
司会を務めました

マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟（MANGA 議連）
TPP・著作権侵害罪の非親告罪化に関するヒアリング

式次第

日時：2015年10月21日 15時00分～
於：参議院議員会館 B104会議室

1. 開会
2. 議事
 - ① 挨拶
衆議院議員・会長 古屋 圭司
衆議院議員・幹事長 馳 浩
 - ② 説明
ア 本ヒアリングの趣旨 参議院議員・事務局長代行 山田 太郎
イ 現状報告 内閣官房 TPP 政府対策本部
企画官 岡本 繁樹
 - ③ ヒアリング
ア 著作権侵害の非親告罪化について、日本漫画家協会の見解
公益社団法人日本漫画家協会 理事 赤松 健
イ 日本の創作を支える二次創作と草の根活動
コミックマーケット準備会 共同代表 安田かほる
ウ 非親告罪化のマンガ・アニメ・ゲーム分野への考え得る影響と対策
弁護士・ニューヨーク州弁護士 日本大学芸術学部客員教授 福井 健策
エ TPPによる著作権侵害罪の非親告罪化について
東京大学 先端科学技術研究センター 教授 玉井 克哉
オ 問題の所在及び刑事罰に係る法改正のあり方について
明治大学 法学部 准教授 金子 敏哉
- ④ 意見交換
3. 閉会

【資料一覧】

- 1 参会者名簿
- 2 MANGA議連役員（H27.10.21 現在）
- 3 報道記事（①H27.10.15 読売朝刊、②H27.10.16 産経朝刊）
- 4 本ヒアリング実施要領
- 5 内閣官房 TPP 政府対策本部
- 6 赤松 健 | 著作権侵害の非親告罪化について、日本漫画家協会の見解
- 7 安田かほる | 日本の創作を支える二次創作と草の根活動
- 8 福井 健策 | 非親告罪化のマンガ・アニメ・ゲーム分野への考え得る影響と対策
- 9 玉井 克哉 | TPPによる著作権侵害罪の非親告罪化について
- 10 金子 敏哉 | 問題の所在及び刑事罰に係る法改正のあり方について

MANGA議連・著作権の非親告罪化に関するヒアリング

○ 著作権

著作権に関しては次のルール等が規定されている。

- ・ 著作物（映画を含む）、実演又はレコードの保護期間を以下の通りとする。
 - ① 自然人の生存期間に基づき計算される場合には、作者の生存期間及び作者の死から少なくとも70年
 - ② 自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、次のいずれかの期間
 - (i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも70年
 - (ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から一定期間内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコードの創作の年の終わりから少なくとも70年
- ・ 故意による商業的規模の著作物の違法な複製等を非親告罪とする。ただし、市場における原著作物等の収益性に大きな影響を与えない場合はこの限りではない。
- ・ 著作権等の侵害について、法定損害賠償制度又は追加的損害賠償制度を設ける。

福井 健策
弁護士

前出の注釈における「複製等」は、原文では「Piracy」、つまり海賊版を意味しており、この条文の内容は海賊版の取り締まりを定めたものである

東京大学
玉井克也教授

非親告罪化の対象は、あくまで海賊版の取り締まりに絞るべきだ

明治大学
金子敏哉准教授

渋谷審議官

この注釈が、二次創作などに影響が出ないように作られた

**馳大臣から著作権課長に対し
「二次創作、マンガ・アニメ・ゲームに影響がないように」と直接指示**

有害図書指定

(菅長官) 例えばポルノ雑誌とか、そういうものが全部入ってしまうのです。ですから、そういうものの線引きを、これは是非、業界の皆さんの中で決めていただく。これは政府が決めると表現の自由などいろいろな問題がありますので、そういう思いの中で今、検討中ですね。

(中略)

(菅長官) 全国で（条例が）あるところとないところがありますから、そういうものを出版界の皆さんに自主規制していただいて、例えば議員立法とかそういう形で、きちっとするべき。国民の皆さんから見ても「なるほどな」と思えることが必要だと思います。

BS朝日「激論!クロスファイア」関連部分（概要）
2015年12月26日（土）10:00～10:55

有害図書指定

- 予算委員会（2016/01/18）
 - 軽減税率による有害図書指定について
- 横畠内閣法制局長官

租税法律主義とは？

- 税金をかける場合には必ず法律の根拠がなければいけない
- あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。（憲法第84条）



有害図書指定をすると、**租税法律主義が重要な考え方**になると思います。先ほどから長官の方は議員立法という話もありますが、法律で対処するということになるんですが、これは法制局長官にお聞きしたいんですが、この租税法律主義、どのような原則なのか教えていただけますか。

この規定の趣旨は、租税の種類及び根拠、納税義務者、課税物件、課税標準及び税率といった課税要件並びに徴税手続を法律で定めることを要するということであると解されております。



菅官房長官は「政府が決めると表現の自由などの問題」があるので、業界に有害図書の線引きをさせると発言。

もしそうなれば、**本の消費税率が8パーセントから10パーセントかを民間が決める**、ということになるが**租税法律主義の観点からは不可能**

有害図書指定

- 予算委員会（2016/01/18）
 - 軽減税率による有害図書指定について
- 麻生太郎財務大臣



有害図書を誰がどう定義するのか

しかも、時代とともに変わっていきまして、多分、山田さん、「チャタレー夫人の恋人」という本を読まれて、これが何で発禁になったか多分あなたには理解できませんよ。しかし、俺たちの世代はあれは全部発禁だったんだから。あれ、みんな回し読みしたものですよ



麻生財務大臣

「チャタレー夫人の恋人」の答弁は
実は**重要な話**であった！

何が有害かは時代によって変わる。ならばそんな曖昧な基準をもとに税率を設定してしまえば
法的な安定性を欠くということになる。

財務大臣が事実上「有害図書を法的に定義することはできません」と答弁したのと同じ効果

有害図書指定

- 予算委員会（2016/01/18）
 - 軽減税率による有害図書指定について
- 安倍晋三内閣総理大臣



出版前にもし政府機関が書籍の内容を確認して有害図書を指定すると、
政府機関における今度は事前の検閲ということにもなる
可能性がありますが、
こういうことは絶対あってはならないと思います

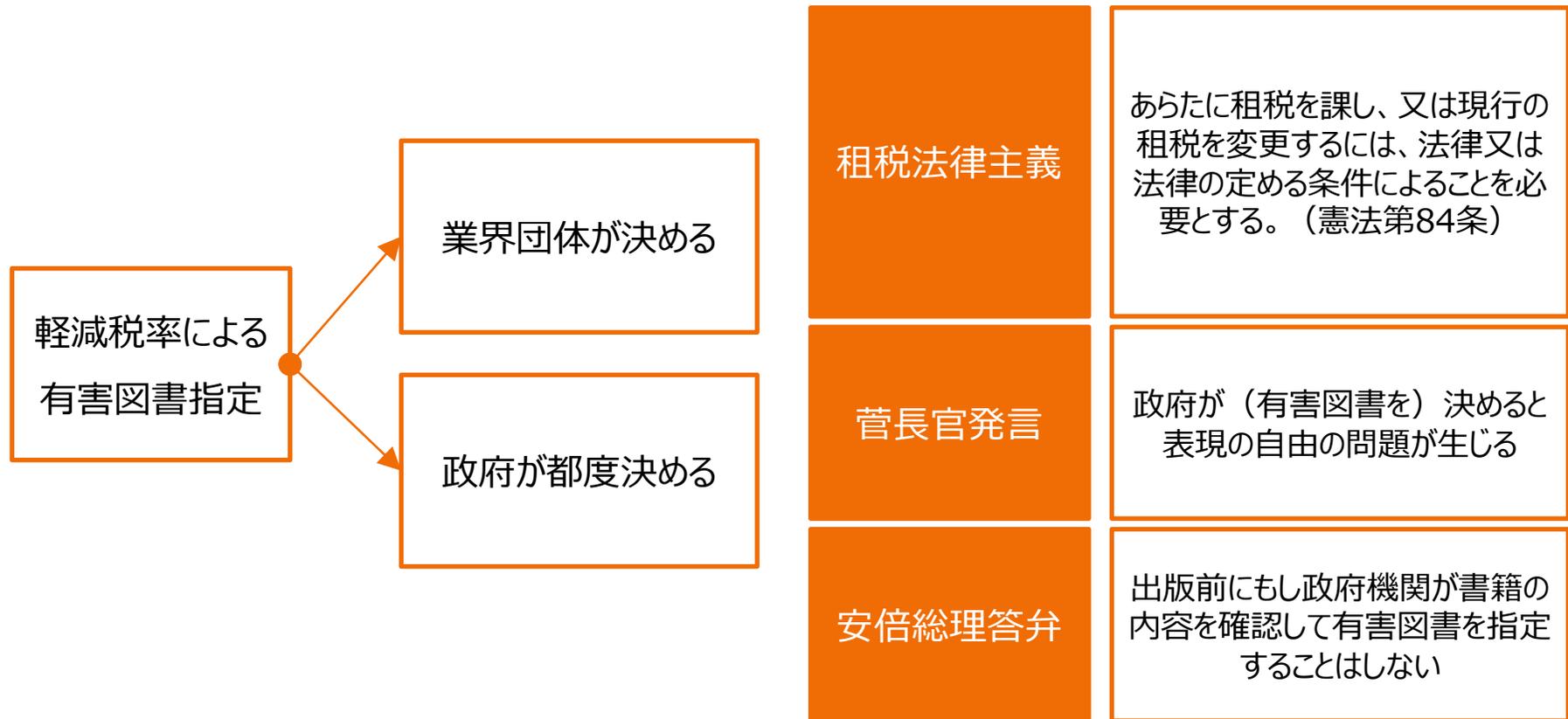
そもそも、これ、検閲は、
これはできないわけですから、
それは全くもちろん考えておりません。



出版物を事前に政府が審査し、税率を決めることは検閲にあたるからできないという答弁が、事実上、総理からなされた。
有害図書指定は不可能に！

来賓を代表してあいさつした**日本書籍出版協会の相賀昌宏理事長****(小学館)**は、軽減税率について「書店の署名運動は大変な力になった。与党税制改正大綱では『検討課題』という形で残ったので、17年4月までに間に合うよう取り組む。諦めることはない。適用のための条件として2つある。1つは、書籍・雑誌の法律上の定義が必要で、準備している。**もう1つは、有害図書を区別すること。出版倫理協議会でやっている仕事を拡充し、国会答弁で説明できる資料を作りたい**」と今後の取り組みを説明した。

軽減税率による有害図書指定



著作權

1.

**スクショの違法化阻止
(官邸への働きかけ)**

2.

**新しい著作権法改正の
責任者として海賊版対策と
表現の自由のバランスをとる**

「静止画DL違法化問題」

● 2020年6月5日「改正著作権法」成立（衆参両院で全会一致）

自民党で著作権法改正を扱う

「知的財産戦略調査会 デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会」

の責任者（事務局長）として、文化庁著作権課との擦り合わせを行ってきました。

今回の法案は、10回を超える会議や検討会等で、あらゆる人たちの目に触れて、非常に問題が多かった前回の法案を修正して、**海賊版は許さないが、決して萎縮に繋がらないようにと、見直されて出来たもの**であり、**保護と利用のバランスがとれたもの**となっています。

侵害コンテンツDL違法化（刑事）の範囲

著作権法上の著作物にあたらぬもの（事実に関する文章など）		現状同様 従来違法のものは 引き続き違法
著作権法上の著作物	DLしていない場合（キャッシュ、ストリーミングやメールからのDL、USBでの取得等） DLしたが映り込みの場合（スクショでアイコンが入ったなど）*私的利用でないものも含み改正	
	私的利用以外（研究目的などは今回改正の対象外）のDL、引用目的のDL等	
	私的利用	
	正規版の著作物の私的利用のDL 権利者の許諾ありや、引用等の要件を満たして無許諾でUPされたもののDL	
	違法にこまされたもの	
	正規版が無償のもの、有償であったとしても二次創作・パロディのDL（勘違いも含む）	
	★ 軽微なもの（量が少ない・画像が粗い・重要でない）のDL（勘違いも含む）	
	★ 正規版が有償のもの	
	★ 軽微でない（概ね半分以上）	
	★ 継続または反復して	
確定に知らなから	違法にこまされたもの	合法
勘違いしてDL（重過失も）		
わかんない	特別な事情がある場合のDL ☆	グレーゾーン
特別な事情がない	権利者が問題視なし・黙認	
	権利者が問題視 & ★ 検察が事件化	逮捕・起訴 (立証は検察)

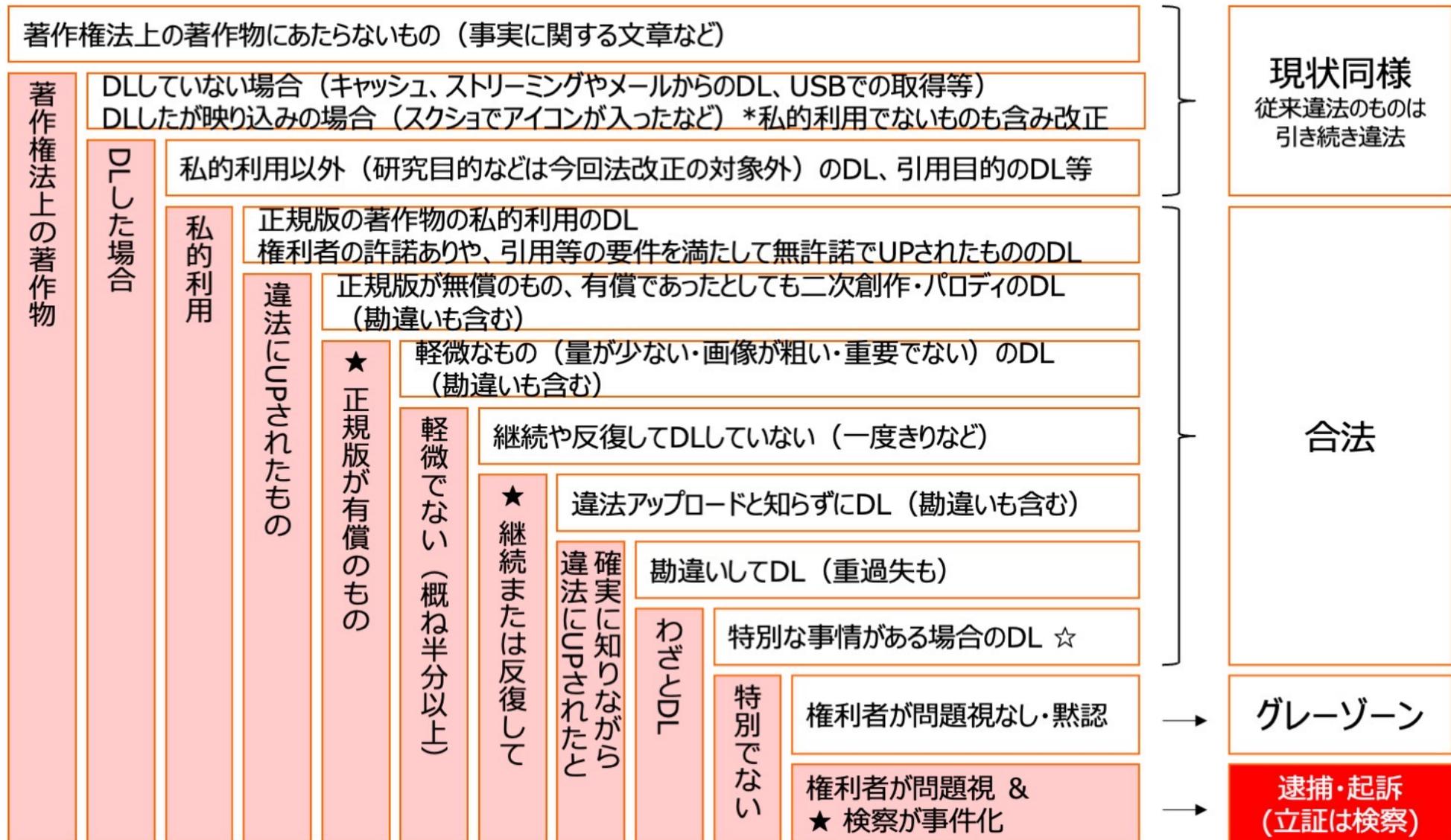
「二次創作・パロディ」のダウンロードや「軽微なもの」のダウンロードを違法化対象から除外することにしました。



著作権法DL違法化範囲拡大

*：民事事件の場合は要件とならない ☆：民事事件の場合は立証はユーザー

侵害コンテンツDL違法化（刑事）の範囲



★：民事事件の場合は要件とならない ☆：民事事件の場合は立証はユーザー

1.

新法が海賊版対策に貢献

2.

警察庁サイバー局設立へ

海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ

● 2019年2月3日 萩生田文部科学大臣に提言申し入れ

以下4項目を政府に対して要請

- ① 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象から、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合は除外すること（民事、刑事の両方）」
- ② リーチサイト規制に関する刑事罰の運用を懸念する声もあることから、侵害コンテンツのダウンロード違法化と同様、インターネット利用が不当に制限されないように運用上の配慮を行う旨を附則に明記すること
- ③ 海賊版対策の本丸である「違法アップロード対策」を充実するための方策（特に民間との協働や国際連携、国際執行など）について検討、措置を行う旨を附則に明記すること
- ④ 研究活動などにおける著作物利用の困難性を指摘する声もあることから、研究目的の権利制限規定の創設、その他デジタル社会に対応した知財活用のための施策について、権利者の利益保護に留意しつつ、速やかに検討を進めること



漫画業界に 多大な被害をもたらした海賊版



- **海賊版対策01**

- **2020年10月1日 リーチサイト規制**

- **海賊版対策02**

- **2021年1月1日 侵害コンテンツのDL違法化の範囲拡大**

サイバー警察局創設へ

- 山田太郎の公約にも入っている【警察庁サイバー局】が令和4年度に創設！

サイバー空間の情勢と警察の対応

1 サイバー空間の情勢

- ◆ サイバー空間は国民が参加する公共空間へと進化
 - 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」
- ◆ 高度な技術を持つサイバー攻撃者集団など極めて深刻な脅威
- ◆ 多くの国民がサイバー空間に不安感

2 警察の対応

- ◆ 「世界一安全な日本」には、サイバー空間の安全安心確保は不可欠
- ◆ 警察の強みを活かして「安全安心のサイバー空間」実現に取り組む
 - 捜査などから得られる幅広い情報
 - 全国に配置された警察のサイバー技術部隊
 - 警察署・交番等地域に根ざした広範なネットワークを活用した各種警察活動



ついに公約が実現！

海賊版対策、ネット上の誹謗中傷対策、コインハイブ事件等の観点からも数々の場でサイバー局の創設を訴え、警察庁と何度も打合せ。令和4年度、大幅な組織改正を行い、「サイバー局」の創設が決定。

警察庁組織改正構想の検討

1 背景

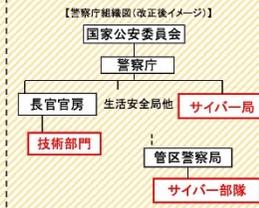
- ◆ コロナ禍を契機としてサイバー空間の脅威が顕在化
 - サイバー被害の潜在的リスクの拡大
 - 国家を背景としたサイバー攻撃の発生
 - 悪質なマルウェアを用いた攻撃手法の拡散
 - フィッシングメール等の身近なサイバー脅威を国民が実感



2 改正構想の概要

※ 6月24日(木)公表予定

- ◆ サイバー局等の新設
 - 警察庁にサイバー局を設置
 - 管区警察局にサイバー部隊を設置
- ◆ 技術政策を統括する組織の設置
 - 情報通信局を改組し、長官官房に技術政策を統括する組織を設置



【ネット時代の行政の在り方】

時代に合わせて、行政と政治の在り方も変化すると考えられます。eガバメントで行政を効率化、民間へのサービスレベル上げたり、若者の選挙参加や投票率の向上を目指してネット投票などを導入したりする必要もあるでしょう。その他、立法や行政にはクラウド時代の法整備、ネット技術利用のノーアクションレター(法律適用の事前確認)、ネット犯罪に対する捜査機関の専門性向上も必要です。

(公約集「山田太郎ものがたり」より)

1.

リツイートなどの技術の問題が
著作権法を通じて
表現規制につながることを懸念
法改正へ

リツイート事件最高裁判決のポイント 3つ

① リンクを貼る行為と著作権侵害・著作者人格権侵害について

リンクを貼る行為は、人格権である著作者人格権を侵害する行為になりうる。

② リツイート記事中に表示されている画像について

リツイート記事中に表示されている画像に著作者名が見えていなければ氏名表示権の侵害になる。

③ ツイッター利用者がリツイートを行う際の負担について

ツイッター利用者がリツイートを行う際、**元ツイートの画像の出所や著作者名の表示、著作者の同意等に関する確認を経る負担や、権利侵害のリスクに対する心理的負担が一定程度生ずることは否定できないが、現行著作権法下で著作者の権利を侵害しないために必要とされる配慮に当然に伴う負担**である。

同人誌違法サイト事件の概要

一審原告

- **同人作家**
「ハイキュー!!」の同人誌である「Owl & Cat手コキ特集」、
「TIGER & BUNNY」の同人誌である「下着おじりターンズ」等を制作

一審被告

- **ウェブサイト運営会社**
「BL同人801館」、「鬼畜ちんこ」等を運営
一審原告の「Owl & Cat手コキ特集」や「下着おじりターンズ」等を無断掲載

一審判決

- **一審原告の訴え**
同人誌を無断で掲載した**著作権侵害（公衆送信権侵害）**に基づき**損害賠償請求**
請求額は1000万円（損害額約2億円の一部）及び遅延損害金
- **一審判決（東京地裁2020年2月14日判決）の判断**
一審被告に対して、219万2215円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じた
原告請求の**一部認容**
- **一審原告及び一審被告による控訴**
一審判決を不服として**両者とも控訴**
一審原告は1000万円の支払い（全部認容）、一審被告は敗訴部分取消しを求めた

1.

**男女共同参画の
表現規制につながる文章を修正**

2.

**行き過ぎたジェンダー論との
闘いで、内容を広く指摘**

大阪府：男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン

2 考えてみよう その表現 (5)興味を引くために、女性を使っていますか

女性を描くときは外見(若さや性的側面など)のみを切り離さず、人格を持った多様な姿で描くようにしましょう。安易に女性をアイキャッチャー(※)として起用するのではなく、「伝えたい内容が何か」を考え、広報内容にあった表現方法を心がけましょう。これらのことは、男性の起用に關しても同じことが言えます。
※アイキャッチャー…広告に注目させるための視覚的要素のこと。広告手法のひとつ

このような表現を見かけます



※旧版

チェックしてみましょう ✓
 女性の姿を使う場合は、女性の外見(若さや性的側面など)のみを切り離していませんか。
 男性の起用の場合も、男性の外見を強調する表現をしていませんか。

○女性の姿を使う場合は、「なぜ、使うのか」「この表現で良いのか」「使うことによる影響」などを考えた上で表現してみましょう。

PR動画やポスターなどの「炎上」

自治体など公共機関が制作した動画やポスターなどがSNSなどで炎上する事態が生じています。その中でも特に多いのが、描かれている女性を通じて性的なメッセージを発していると感じられるものや、体の線や胸などが強調された描写(いわゆる「萌えキャラ」)、または過度な露出などで性的な印象が感じられるものです。
また、「家事・育児は女性が行うもの」や「女性を容姿や年齢で評価」という固定的な性別役割分担意識のもとで描かれた複数の企業CMが放送中止になるなどしています。
多くの人を惹きつける表現にすることは必要ですが、見る人が不快に感じることがないように、男女共同参画の視点を踏まえ、制作するようにしましょう。

アンコンシャス・バイアス(Unconscious bias・無意識の偏見・思い込み)

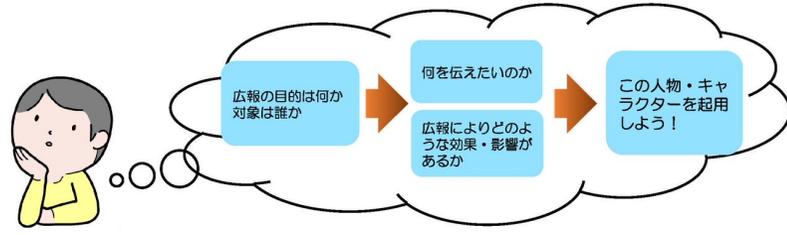
社会に存在している自分自身が気付いていない、ものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのことです。過去の経験や習慣、周囲の環境などから身につく、思い込みが生じます。「若い人は発想が新鮮」「子どもは母親が育てた方がいい」「男性は運転がうまい」など「あたりまえ」とされていることを「ホント?」と問い、見直すことが重要です。

2 考えてみよう その表現 (5)人物等の外見だけを強調した広報になっていませんか

広報物に人物やキャラクターを起用する際は、興味を引くために、伝えたい内容とは関係なく、その外見(若さや性的側面など)のみを強調した表現とならないようにしましょう。人物やキャラクターを安易にアイキャッチャー(※)として起用するのではなく、「伝えたい内容が何か」、目的や対象、効果や影響を十分考え、広報内容にあった表現方法を心がけましょう。
※アイキャッチャー…広告に注目させるための視覚的要素のこと。広告手法のひとつ

チェックしてみましょう ✓
 人物やキャラクターを使う場合、伝えたい内容とは関係なく、外見(若さや性的側面など)のみを強調していませんか。

○人物やキャラクターを起用する場合は、広報の目的や対象、広報内容や効果・影響などを考えた上で表現しましょう。



PR動画やポスターなどへの強い批判

自治体など公共機関が制作した動画やポスターなどに対し、SNSなどで、強い批判が寄せられることがあります。
これらは、女性の性的側面などを強調している描写であると感じられるものや、「家事・育児は女性が行うもの」という固定的な性別役割分担意識のもとで描かれていると感じられるものなどへの批判です。
多くの人を惹きつける表現にすることは必要ですが、人権や男女共同参画の視点を踏まえ、情報の受け手に配慮した表現となるように制作しましょう。

アンコンシャス・バイアス(Unconscious bias・無意識の偏見・思い込み)

社会に存在している自分自身が気付いていない、ものの見方や捉え方のゆがみ・偏りのことです。過去の経験や習慣、周囲の環境などから身につく、思い込みが生じます。「若い人は発想が新鮮」「子どもは母親が育てた方がいい」「男性は運転がうまい」など「あたりまえ」とされていることを「ホント?」と問い、見直すことが重要です。

表現ガイドラインの背景（国内）

- 2000年12月 『[第1次男女共同参画基本計画](#)』（9(2)）
性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、まず**国の行政機関**自らが、**男女の描写方法に関するガイドラインを策定**するなど率先して取組を行う。他の機関や民間のメディアにおいても自主的な取組が促進されるようガイドラインを広く周知する。
- 2003年 3月 『[男女共同参画の視点からの公的広報の手引](#)』（**2006年に政府HPから削除**）
- 2005年12月 『[第2次男女共同参画基本計画](#)』（101頁）
「[男女共同参画の視点からの公的広報の手引](#)」を地方公共団体、民間のメディア等に広く周知し、自主的取組を奨励する。
- 2008年 3月 大阪府『[男女共同参画社会の実現を目指す表現の手引き](#)』
- 2010年12月 『[第3次男女共同参画基本計画](#)』（第13分野2）
国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進
行政機関の実務担当者が、男女共同参画の趣旨を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動を行うことを促進する。
- 2015年12月 『[第4次男女共同参画基本計画](#)』（97～98頁）
特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発
男女共同参画の意義についての理解の促進及び固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を進める。
男性、子供、若年層等を含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信を推進する。
- 2020年12月 『[第5次男女共同参画基本計画](#)』（115～116頁）
固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。
- 2021年 3月 大阪府『[男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン](#)』

内閣府：男女共同参画の視点からの公的広報の手引

表現上の留意点

①

火災予防週間 ～気を付けて！火の始末～

内容と無関係に、女性の水着姿や、身体の一部などを使うと、「性的側面を強調している」と受け取られるおそれがあります。しかも、本来の伝えたい内容が不明確な広報になっています。

5 女性をむやみに「アイキャッチャー」にしていませんか？

✦ 5-1 女性を飾り物として使っていませんか？
単に目を引くためや親しみやすさを持たせるために、内容とは関係なく女性の姿や身体の一部をポスターなどで使う場合がありますが、それでは伝えるべき内容が十分に反映された表現とは言えません。
安易に女性をアイキャッチャー^(*)として起用せず、訴求内容と訴求対象に合った、より効果的な表現方法を工夫しましょう。
※広告に注目させるための視覚的要素のこと。広告の手法のひとつ。



内容と無関係に、女性の水着姿や、身体の一部などを使うと、「性的側面を強調している」と受け取られるおそれがあります。しかも、本来の伝えたい内容が不明確な広報になっています。



そうかといって、無難な表現で済ませてしまうと、印象には残らず、広報効果が十分あるとはいえません。もっと豊かな発想で表現したいところです。



安易なアイキャッチャーに頼ることをやめると、「訴求内容は何か、訴求対象は誰か」という原点に立ち戻って効果的な広報表現を工夫する努力が必要になります。

②

火災予防週間 ～気を付けて！火の始末～

そうかといって、**無難な表現で済ませてしまうと、印象には残らず、広報効果が十分あるとはいえません。**もっと豊かな発想で表現したいところです。

③

火災予防週間 ～火事になってから禁煙するのですか～

安易なアイキャッチャーに頼ることをやめると、「訴求内容は何か、訴求対象は誰か」という原点に立ち戻って効果的な広報表現を工夫する努力が必要になります。

出典：内閣府男女共同参画局「[男女共同参画の視点からの公的広報の手引](#)」6頁

表現ガイドラインの背景（女子差別撤廃委員会等）

- 1990年 [女子差別撤廃委員会による一般勧告第14号](#) 女性性器の切除（第9回会期、1990年）
「メディアや芸術を含むあらゆるレベルにおいて、政治家、職業専門家、宗教、及び共同体のリーダーに対し、女性性器の切除の根絶に対する態度に影響を及ぼすよう協力するよう促すこと」を勧告（7頁）
- 1992年 [女子差別撤廃委員会による一般勧告第19号](#) 女性に対する暴力（第11回会期、1992年）
「メディアが、女性を尊重し、女性の尊重を促進するように確保するための効果的措置がとられるべきである」と勧告（13頁）
- 1996年 [国連婦人の地位委員会で採択された合意結論](#)
4. 「行動綱領」は、メディアによる自主規制の仕組みが奨励されるべきであり、ジェンダーに基づく偏向を持つ番組編成を排除して固定観念にとらわれない女性像の描写とバランスのとれた多様な男女描写を促進するために、表現の自由に矛盾しない範囲で、職業上の指針並びに倫理綱領及びその他の形の自主規制の開発をその中に含めるべきである、と述べている。
- 2009年 8月 [女子差別撤廃委員会の最終見解（仮訳）](#)（2009年8月）
29. …委員会は、固定的性別役割分担意識にとらわれた姿勢が特にメディアに浸透しており、固定的性別役割分担意識に沿った男女の描写が頻繁に行われていることやポルノがメディアでますます浸透していることを懸念する。過剰な女性の性的描写は、女性を性的対象とみなす既存の固定観念を強化し、女兒たちの自尊心を低下させ続けている。委員会は、公務員による性差別的な発言が頻繁に起きていること及び女性に対する言葉の暴力を防止し処罰する措置が講じられていないことに懸念を表明する
30. 委員会は、意識啓発及び教育キャンペーンを通して、男女の役割と責任に関する固定的性別役割分担意識にとらわれた態度を解消するための努力を一層強化し、積極的かつ持続的な対策を取ることを締約国に要請する。委員会は、条約第5条で求められているように、締約国がマスメディアに、男女それぞれにふさわしいとみなされている役割や任務について社会的な変化を促進させるよう働きかけることを勧告する。…委員会はまた、メディアや広告におけるわいせつ文書等に立ち向かうための戦略を強化し、その実施状況の結果を次回報告に盛り込むことを締約国に要請する。委員会は、自主規制の実施や採用の奨励等を通して、メディアの作品や報道に差別がなく、女兒や女性のポジティブなイメージを促進することを確保し、また、メディア界の経営者やその他の業界関係者間での啓発を促進するための積極的な措置を取ることを締約国に要請する。

※ 「一般勧告」とは、女子差別撤廃条約の実施状況を監督する女子差別撤廃委員会が全締約国に向けて取組を求める文書。

2021年8月26日

千葉県警察本部長 楠芳 伸 様
松戸警察署長 永田 陽一郎 様
松戸東警察署長 青木 洋 様
千葉県知事 熊谷 俊人 様
松戸市長 本郷谷 健次 様
松戸市教育長 伊藤 純一 様

「ご当地Vtuber 戸定梨香」を啓発動画に採用したことに対する抗議ならびに公開質問状

全国フェミニスト議員連盟
共同代表 増田 薫 (千葉県松戸市議会議員)
共同代表 前田 佳子(東京都八王子市議会議員)
事務局 伊藤 正子(埼玉県川越市議会議員)

〒350-1108 埼玉県川越市伊勢原町 5-5-3 グリーンcommons川越 1-204 気付

私たち全国フェミニスト議員連盟は、女性議員が圧倒的に少ない日本社会の政治風土を改革し、女性議員を増やして、男女平等社会を実現しようと活動している市民と議員の団体です。

私たちは、啓発動画に「松戸市ご当地Vtuberの戸定梨香」を採用した千葉県警、松戸警察署・松戸東警察署に強く抗議し、当局の謝罪、ならびに動画の使用中止、削除を求めます。本動画は、女兒を性的な対象として描いており、女性の定型化された役割に基づく偏見及び慣習を助長しています。

戸定梨香というVtuber(アニメキャラクター)は、セーラー服のような上衣で、丈はきわめて短く、腹やへそを露出しています。体を動かす度に大きな胸が揺れます。下衣は極端なミニスカートで、女子中高生であることを印象づけたうえで、性的対象物として描写し、かつ強調しています。

国連女性差別撤廃委員会の勧告(2016年)は、日本政府に対して「固定観念と有害な慣行」として「メディアが、性的対象とみなすことを含め、女性や女兒について固定観念に沿った描写を頻繁に行っていること」に懸念を表明しています。公共機関である警察署が、女兒を性的対象とするようなアニメキャラクターを採用することは絶対にあってはならないことです。

見解をお聞きたく、以下の質問にお答えくださいますようお願いいたします。

- 1、交通事故防止啓発キャラクターに、戸定梨花を採用した理由をお答えください。
- 2、女兒を性的な対象として描くキャラクターを採用することは、性犯罪誘発の懸念すら感じさせるものですが、採用決定過程においてどのような検討をされたかお答えください。
- 3、ジェンダー平等の視点から、このようなキャラクターを起用した警察署の発信をどうとらえているかお答えください。
- 4、青少年への様々な教育や施策に関わる立場として、この動画をどう考えるかお答えください。

9月10日までに、文書にて回答をお願いいたします。回答の有無にかかわらず、本件に関しては広く公開させていただきます。

以上

国連女子差別撤廃委員会の勧告（2016年）は、日本政府に対して「固定観念と有害な慣行」として「メディアが、性的対象と見なすことを含め、女性や女兒について固定観念に沿った描写を頻繁に行なっていること」に懸念を表明しています。

男女共同参画基本計画とは

男女が対等な構成員としてあらゆる分野で活動できる社会の実現に向け、5年ごとに目標などを定める政府の計画（閣議決定される）

第1次男女共同参画基本計画（2000年12月12日閣議決定）

第2次男女共同参画基本計画（2005年12月27日閣議決定）

第3次男女共同参画基本計画（2010年12月17日閣議決定）

第4次男女共同参画基本計画（2015年12月25日閣議決定）

第5次男女共同参画基本計画（2020年12月25日閣議決定）

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

(1) 施策の基本的方向

修正前

- インターネット上であっても、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、政府及び民間事業者等の多様な関係者との協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護等の在り方を念頭に置きつつ被害の予防、迅速・着実な被害の救済に向けた取組を推進する。
- インターネット上のメディアを含む、メディアにおける不適切な性・暴力表現を防止するため、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。



あくまでも違法な表現を防止することが目的であることを確認

8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応

(1) 施策の基本的方向

修正後
(2020年12月25日
閣議決定)

- インターネット上であっても、女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、政府及び民間事業者等の多様な関係者との協働、広報啓発の推進等の総合的な取組により、自由なデータ流通や通信の秘密に係る理念等とプライバシー保護等の在り方を念頭に置きつつ被害の予防、迅速・着実な被害の救済に向けた取組を推進する。
- インターネット上における違法な性・暴力表現の流通等を防止するとともに、関係機関等と連携した広報啓発の推進等の適切な対応を行う。

第5次男女共同参画基本計画の文章案：修正前後（第10分野）

第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信

(1) 施策の基本的方向

修正前

○ 新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディアやクリエイティブな分野と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行うとともに、女性の人権を尊重した表現の推進をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。



社会法益保護目的ではなく、個人法益保護目的であることを確認

4 メディア分野等と連携した積極的な情報発信

(1) 施策の基本的方向

修正後
(2020年12月25日
閣議決定)

○ 新聞・テレビ・映画・ゲーム・インターネットメディア・広告等の多様なメディア関係者と連携し、男女共同参画に資する広告やコンテンツ等について積極的に情報発信を行う。また、表現の自由を十分尊重しながら、性暴力表現など実在する女性の人権を侵害するような情報への対策をはじめ男女共同参画に関する各業界における自主的な取組を促進する。

女子差別撤廃委員会による勧告（懸念の表明・取組みの要請）

女子差別撤廃委員会とは

＜設立＞

- ・ **女子差別撤廃条約**の実施に関する進捗状況を検討するため同条約第17条に基づき設置
- ・ 女子差別撤廃条約は1979年の国連総会において採択、1981年発効、日本は1985年に締結。

＜機能＞

- ・ 毎年会合を開き、締約国が提出する報告を検討すること
- ・ 委員会の活動を経済社会理事会を通じて国連総会に報告すること
- ・ 締約国から得た情報及び情報の検討に基づく**提案及び一般的な性格を有する勧告**を行うこと

＜構成＞

- ・ 締約国により選ばれた、徳望が高くかつ同条約の対象とされる分野において十分な能力を有する**23人の個人資格の専門家**により構成

女子差別撤廃委員会「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」 2016年3月7日

固定観念と有害な慣行

20. 委員会は、家父長制に基づく考え方や家庭・社会における男女の役割と責任に関する根深い固定観念が残っていることを依然として懸念する。委員会は、特に以下について懸念する。

- (a) こうした固定観念の存続が、メディアや教科書に反映され続けているとともに、教育に関する選択と男女間の家庭や家事の責任分担に影響を及ぼしていること、
- (b) メディアが、性的対象とみなすことを含め、女性や女兒について固定観念に沿った描写を頻繁に行っていること、
- (c) 固定観念が引き続き女性に対する性暴力の根本的原因であり、ポルノ、ビデオゲーム、漫画などのアニメが女性や女兒に対する性暴力を助長していること、並びに
- (d) 性差別的な発言が、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性、並びに女性全般に向けて続いていること。

女子差別撤廃委員会「日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解」 2016年3月7日

21. 委員会は、前回の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ 30）を改めて表明するとともに、締約国に以下を要請する。

- (a) 伝統的な男女の役割を補強する社会規範を変える取組とともに女性や女兒の人権の促進に積極的な文化的伝統を醸成する取組を強化すること、
- (b) 差別的な固定観念を増幅し、女性や女兒に対する性暴力を助長するポルノ、ビデオゲーム、アニメの製造と流通を規制するため、既存の法的措置や監視プログラムを効果的に実施すること、
- (c) 差別的な固定観念を解消するため、教科書と教材を見直すこと、
- (d) アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性に対する攻撃を含む、民族的優越性又は憎悪を主張する性差別的な発言や宣伝を禁止し、制裁を課す法整備を行うこと、並びに
- (e) 差別的な固定観念及びアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性や移民女性に対する偏見を解消するために取られた措置の効果について独立した専門機関を通じて定期的に監視及び評価すること。

ブッキオ氏発言を巡る経緯

2015年10月26日	国連人権理事会特別報告者ブッキオ氏による記者会見 「日本の女子学生の30%が援助交際を行なっている」
2016年1月18日	山田太郎による参議院予算委員会での質疑 ブッキオ氏の発言が事実と異なることを指摘
2016年2月29日	山田太郎、「国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問主意書」提出
2016年3月4日	山田太郎、参議院予算委員会での質疑 マンガやアニメは人権侵害に当たらないとの答弁
2016年3月8日	山田太郎、「国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問主意書」に対する回答

昨年10月国連特別報告者 ブッキオ氏の記者会見 パネル⑧

国連特別報告者による**非常に多くの誤認発言あり**
外務省は事実を国連に伝え、**毅然と対応するべき**

発言の概要

各省に確認した事実

<u>女子学生に 援助交際が多い</u>	女子学生の3割 (後に13%と訂正) は援助交際をやっている	▶	後日、 誤解を招くものであった との書簡 (外務省資料より)
<u>児童ポルノ犯は 有罪にならない</u>	児童ポルノ事犯を 働いた人たちが 有罪判決を受ける件数 はあまりにも少ない	▶	直近3年で 無罪は1人 (有罪は526人) 児童ポルノ法起訴率：71% (強姦罪起訴率：47%) (法務省・裁判所資料より)
<u>児童ポルノ犯は 懲役刑にならない</u>	児童ポルノ法の 罰則規定が非常に軽い。 罰則が科されても罰金だけ に留まることが多い。	▶	諸外国と比べて 児童ポルノ法の罰則が 軽いわけではない と考える (外務省資料より) 懲役刑率は95% (裁判所資料より)
<u>児童ポルノ犯を 警察は捜査しない</u>	被害届が正式に出ないと 警察は捜査を躊躇する	▶	そのようなことはない (警察庁ヒアリングより)
<u>沖縄で家庭崩壊で家出 ⇒すべて売春産業へ</u>	沖縄では、家庭崩壊で 家出をすると生き残りのため 売春産業以外にない	▶	売春産業以外で生きている人もいるはず

国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問主意書

二〇一六年三月、児童買春や児童ポルノについて、国連女子差別撤廃委員会により対日勧告が行われ、国連特別報告者が国連人権理事会に報告を提出する見込みとなっている。

これらを控え、国際約束上の児童ポルノの定義と日本の負う義務について政府の立場を確認するため、以下質問する。

- 一 日本が締結済みの国際約束のうち、児童ポルノを定義するものは、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」、「サイバー犯罪に関する条約」の二つであると認識しているが間違いないか。それ以外に存在する場合には、その名称を列挙されたい。
- 二 前記一で回答された児童ポルノを定義する国際約束において、児童ポルノの定義に「実在しない児童」について描写されたものを含むものは存在するのか、政府の認識を明らかにされたい。
- 三 日本が締結済みの国際約束における児童ポルノの定義に「実在しない児童」について描写されたものが含まれないのであれば、日本として、「実在しない児童」について描写されたものについて、児童ポルノとして制限を課す国際約束上の義務を負っていないと考えるが、政府の立場を明らかにされたい。

右質問する。

○ 予算委員会（2016/03/04）

- 国連勧告に対する日本の対応
→岩城光英法務大臣

マンガやアニメは人権侵害にあたらないと答弁



漫画、アニメ、ゲームなどで実在しない人物をモデルに描いた創作物が人権侵害に当たる可能性はあるのか、これをお願いします。

一般的に申し上げますと、人権侵害とは特定の人の人権を具体的に侵害する行為を意味するものであり、**実在の人物がモデルとなっていない以上、描かれること自体によって人権を侵害される特定の人物は想定できません。**



山田太郎 質問主意書回答：2016年3月8日

参議院議員山田太郎君提出国際約束上の児童ポルノの定義に関する質問に対する答弁書

一について

我が国が締結している国際約束において、御指摘の**児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書**（平成十七年条約第二号。以下「児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書」という。）及び**サイバー犯罪に関する条約**（平成二十四年条約第七号。以下「サイバー犯罪条約」という。）のほかに「児童ポルノ」について定義しているものはないと承知している。

二について

お尋ねの「実在しない児童」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、**児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書第二条(c)**は、「児童ポルノ」とは、現実の若しくは擬似のあらゆる性的な行為を行う児童のあらゆる表現（手段のいかんを問わない。）又は主として性的な目的のための児童の身体の性的な部位のあらゆる表現をいうと定義しており、同条(c)に規定される「児童」は、実在する児童であると解され、**同条(c)に定義される「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を描写したものは含まれない**と解される。

一方、**サイバー犯罪条約第九条2b**は、性的にあからさまな行為を行う未成年者であると外見上認められる者を、**同条2c**は、性的にあからさまな行為を行う未成年者を表現する写実的映像を、それぞれ視覚的に描写するポルノを「児童ポルノ」として定義しており、描写されている児童が実在するか否かを問わず規制の対象としていることから、**サイバー犯罪条約に規定する「児童ポルノ」には、およそ実在しない児童を描写したものを含む**と解される。

三について

お尋ねの「児童ポルノとして制限を課す国際約束上の義務」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、二について述べたとおり、**児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書に関して、我が国は、およそ実在しない児童を描写した児童ポルノについて、児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書に規定する義務を負うものではない。**

また、我が国は、サイバー犯罪条約に関して、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。以下「児童ポルノ禁止法」という。）第七条の犯罪に該当する行為以外の行為については、サイバー犯罪条約第九条1d及びe並びに2b及びcの規定を適用しない権利を留保している。児童ポルノ禁止法における「児童ポルノ」の定義については、児童ポルノ禁止法第二条第三項に規定されているところ、先の答弁書（平成二十七年二月十三日内閣参質一八九第一六号）一について述べたとおり、**およそ実在しない児童を描写したものであれば、この「児童ポルノ」には該当しないと解される。したがって、我が国は、およそ実在しない児童を描写した児童ポルノについて、サイバー犯罪条約に規定する義務を負うものではない。**

温泉むすめと観光庁の関わり

- 温泉むすめと観光庁の関わり
 - ・ 後援名義の許可を出しているだけである。
 - ・ 補助金の支出は行っていない。
 - ・ コラボレーションイベント等も行っていない。
- 観光庁の温泉むすめに対する後援名義の許可（2019年から3回行っている）
 - ※ 許可は年度単位（4月1日～3月31日まで）
 - ・ 2019年度 … 4月2日に後援名義申請がなされ、6月21日に許可。
 - ・ 2020年度 … 2月10日に後援名義申請がなされ、3月2日に許可。
 - ・ 2021年度 … 1月27日に後援名義申請がなされ、2月8日に許可。
- 観光庁が温泉むすめに後援名義の許可を出した理由等
 - ・ 後援名義の許可申請書が提出され、その内容に問題がなかったから。
 - ※ 審査は案件ごとに個別になされ、統一的なガイドライン等はない。
 - ・ 許可の際は、申請書の記載内容を審査するだけであり、コンテンツ内容までは審査していない。
 - ・ 後援名義の許可の条件としては、行事等に当たって観光庁の職員の立ち入りを認めること等。
 - ・ 許可の取り消し条件としては、申請内容と著しく異なること、観光庁の信用を傷つけたこと、観光庁の職員の立ち入りを拒んだこと等。
 - ・ 事業実施後の報告義務も有り。

1.

**WHOのICD-11の定義を明確にして、
厚労省・文科省にも
病気・疾病ではないことを
明らかにさせる**

2.

**政府の質疑で依存症の定義がなく、
治療法も明らかではないことを明確に**

○ 内閣委員会

-内閣の重要政策及び警察等に関する調査（2021/03/16）

- 子どもの死の把握と原因究明、再発防止について
- 児童虐待について
- 防災情報について
- ゲーム・ネット・スマホ依存について

→加藤勝信官房長官、河野太郎行政改革担当大臣、赤澤亮正内閣府副大臣他



根拠もないのにゲーム・ネット・スマホを規制すればいいというのは論外！

ネット依存、スマホ依存という用語について、
それぞれ省庁さんで定義があるのかどうか教えてください。

ゲーム依存については、I C D 11の中に一応位置付けはありますが、
いずれにしてもネット依存、スマホ依存につきまして、現時点でこれを個別に定義する知見は
私ども承知していないところでございます。（厚労省）

ゲーム、ネット、スマホ依存についての科学的根拠のある治療法、
予防法というものはあるのかどうか、この辺りも教えてください。

ゲーム依存、ネット依存、スマホ依存について、現時点で治療、予防に関する確立した
科学的根拠、科学的知見は承知しておりません。（厚労省）

1 ICD（国際疾病分類）とは

ICDは国際比較をするための統計分類です

ICD（国際疾病分類）とは、正式な名称を「**疾病及び関連保健問題の国際統計分類**：International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems」といい、疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するためWHO（世界保健機関）から勧告された**統計分類**です。

ICDはアルファベットと数字を用いたコードで表され、以下の例のように各国語で呼び名が異なっている場合でも、同じコードで表されるので、外国語が分からなくとも世界各国の統計について国際比較が可能となります。

出典：厚生労働省
「ICDのABC」

「ゲーム障害」勉強会

大阪大学井出草平先生をオーガナイザーに迎え、ゲーム障害についての勉強会を開催。

- **厚労省、文科省、内閣府、警察庁等の責任者が参加**
- 12月23日（木）から毎月1回開催
- ゲーム障害とゲーム障害を取り巻く関係分野の専門家を招き、
- アーカイブ動画を広く一般に公開



「ゲーム障害」勉強会：第1回

- 日時：2021年12月21日 第1回開催
- テーマ：「総論・基礎概念の学習」
- 講師：井出草平先生（大阪大学）

- ①WHOは「ゲーム障害は病気でもなく疾患でもなく症候群（精神障害）であり、**ゲーム障害が病気である言い回しは不適當である**」と述べている。日本も、WHOのICD-11を批准するのであれば、病気という言い回しはやめるべき。
- ②構造化面接を行わないスクリーニング・テストのみ実施だけでは、**単なる『疑い』であり、有病率調査ではない**。現象を過大評価していると言わざるを得ず、正しい政策に寄与しない。
- ③**ネット依存症93万人という調査は、ネット依存のスクリーニングを実施したという調査で、過大評価されている**と言わざるを得ない。
- ④今後の議論における前提となる定義や科学的な知識を正しく理解することが必要。厚労省だけでなく他の省庁も科学的なところから外れた政策や発信になっていないか、政治としてもしっかりと留意していく。



「ゲーム障害」勉強会：第2回

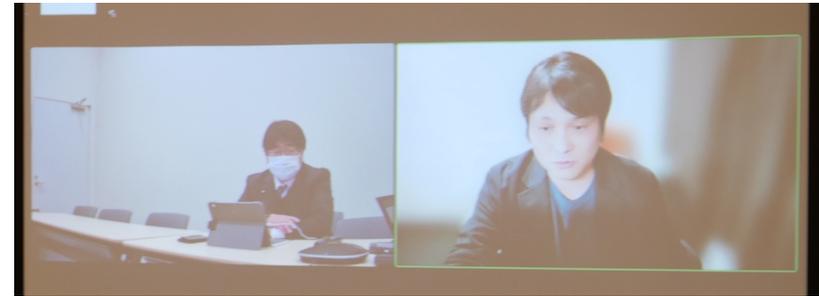
- 日時：2022年1月26日 第2回開催
- テーマ：「ゲーム障害と精神医学 診断はなぜ必要か？ 発達精神病理学」
「青年期のゲーム関連問題と精神障害」
- 講師：井出草平先生（大阪大学）、鈴木太先生（福井大学）

「ゲーム障害と精神医学 診断はなぜ必要か？ 発達精神病理学」

- 診断の意義は、有効な治療に結びつくこと
- 診断とは「存在」ではなく「認識」である
- 発達精神病理学、Loeberモデルのゲーム障害への応用について
- ゲーム障害は、他の精神障害から発展している
- 基本的な子どもの精神障害の介入を地道にしていくことが重要

「青年期のゲーム関連問題と精神障害」

- どういう子ども時代をすごすと人生がうまくいくのか
- ゲーム症の併存症の精神障害の症状との比較
- ゲーム症は睡眠の剥奪によって事例化したもの
- 精神科医の診断はバラバラで不一致



「ゲーム障害」勉強会：第3回

- 日時：2022年2月15日 第3回開催
- テーマ：「現代的な疾患モデルと精神医学の政治的利用」
「ゲーム利用と教育」
- 講師：井出草平先生（大阪大学）、吉川徹先生（あいち発達障害支援センター副センター長）

「現代的な疾患モデルと精神医学の政治的利用」

- 併存症としてのゲーム障害
- 疾患の原因を考え直す ～生活習慣病を例にとって～
- 精神医学は政治利用される
- 教育と医学の問題は分けて考える

「ゲーム利用と教育」

- “予防”の観点から大人ができること
- ネットやICT機器は子どもが安全に使えるものではない
- 計画的なICT教育が必要
- “約束”は「大人が子どもに守らせる」もの
- “事後の対応”の観点から大人ができること
- 最も重要なことは子どもの孤立を深めないようにすること



I. ゲーム障害の場合

- ① 精神症候
- ② 社会的機能低下（臨床的苦痛）
（そもそも学校に来ていたらゲーム障害にならない）
- ③ 上記両方でゲーム障害と診断可能

II. ICD-11の構造

- ① 6 C51ゲーム障害（Gaming Disorder）
 - ① 精神症候
 - ② 社会的機能低下/臨床的苦痛
- ② QE22危険なゲーム行動（Hazardous Gaming）
 - ① ゲーム行動症の3条件は、QE22の危険なゲーム行動
 - ② 更に社会的機能低下があった場合が6 C51のゲーム障害となる

Ⅲ.有病率（Prevalence）とは

- ① 精神障害の有病率調査は、WMH（世界健康調査）として過去2回
- ② サンプルングを行い対象者を決め、CIDIという構造化面接法で面接で精神障害を診断
- ③ 構造化面接は、診断基準としきい値が書かれている
- ④ WMHは、成人（20～75歳）が対象
- ⑤ 有病率調査
 - ① サンプルング（ラインダムサンプルング）
 - ② スクリーニングテスト（疑わしい人をテストで見つける）
 - ③ **構造化面接**
 - ④ 有病率の推定

Ⅳ.嗜癖（Addiction）の問題

- ① Addictionは中毒と訳されていた
- ② 自制心に欠け、能力に劣った人間であるという意味を含む
- ③ 国際基準では、Addictionを使うと**人権問題**に発展するため、DSM-5では使わない様に指導（ICDも同様の立場）

V.WHOの回答

- ① ICD-11において、精神障害は、Disorderであり、**DiseaseやIllnessとは違う**
- ② **ゲーム障害が、病気、疾患という言い回しは、WHOは不適當だと言っている**
- ③ Disorderを分類として用いているのは、使用する際に生じる本質的的重大な問題を避けるべきだから
- ④ 他の精神障害も同じ扱い

※WHOはそもそもGaming Disorderを「依存症」と規定もしていないし、言ってもいない科学的根拠を求めている

ゲーム依存症パンフレット 嗜癖と記述

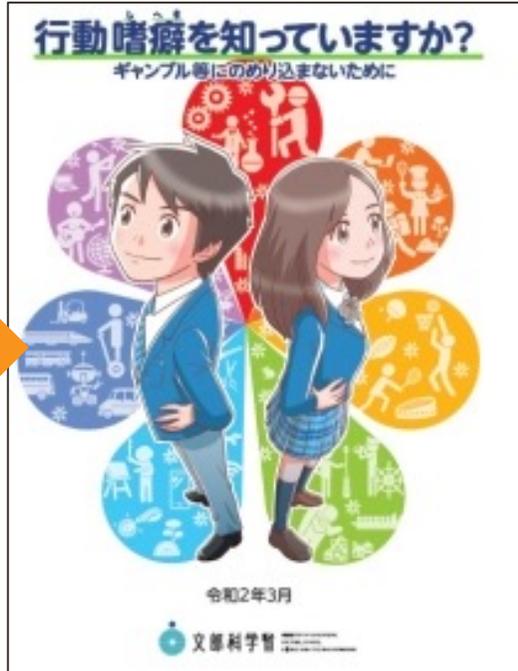
- 文部科学省は高校生に配布予定の【行動嗜癖】パンフレットに無根拠なゲーム障害の記述。文科省に強く抗議
→ **パンフレットの内容を是正。無根拠なゲーム障害やゲーム依存症の記述を削除。**
- 厚労省に「ICD-11」においてゲーム依存症の和訳をはじめとする扱いを確認
→ ICD-11の和訳は、社会保障審議会疾病、障害及び死因分類専門委員会において和訳案を検討しているところであり、**確定している日本語訳はない**

(文科省担当者からのメール)

お世話になっております。文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の咲間です。
先ほどいただいた宿題について、
「ICD-11」については、記載しないこととしましたので御報告いたします。
ご不明な点などありましたら、御連絡ください。
今後ともよろしくお願いいたします。



変更



ネット依存症調査 間違った有病率調査

1. 新聞各社のインターネット依存の疑い93万人報道

日本経済新聞（2018年9月1日）「厚生労働省研究班（代表尾崎鳥取大教授）の調査で交流サイト（SNS）やオンラインゲームなどに没頭する**インターネット依存の疑いがある中高生は約93万人**

（2017年度）とされ、2012年度（約52万人）と比較して倍増している。

（5と8は殆どの方が当てはまる）

- (質問65-1) あなたはインターネットに夢中になっていると感じていますか？（たとえば、前回にインターネットでしたことを考えたり、次回インターネットをすることを待ち望んでいたり、など）
1. いいえ 2. はい
- (質問65-2) あなたは、満足を与えるために、インターネットを使う時間をだんだん長くしていかなければならないと感じていますか？
1. いいえ 2. はい
- (質問65-3) あなたは、インターネット使用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたが、うまくいかなかったことがたびたびありましたか？
1. なかった 2. あった
- (質問65-4) インターネットの使用時間を短くしたり、完全にやめようとした時、落ち着かなかったり、不機嫌や落ち込み、またはイライラなどを感じましたか？
1. いいえ 2. はい
- (質問65-5) あなたは、使いはじめに意図したよりも長い時間インターネットを接続した状態ですみますか？
1. いいえ 2. はい
- (質問65-6) あなたは、インターネットのために大切な人間関係、学校のことや、部活動のことを台無しにしたり、あやうくするようなことがありましたか？
1. なかった 2. あった
- (質問65-7) あなたは、インターネットへの熱中のしすぎをかくすために、家族、学校の先生やその他の人たちにうそをついたことがありましたか？
1. なかった 2. あった
- (質問65-8) あなたは、問題から逃げるために、または、絶望的な気持ち、罪悪感、不安、落ち込みなどといったいやな気持ちから逃げるために、インターネットを使いますか？
1. いいえ 2. はい
- (質問66) いままでにあなたは、インターネットの使いすぎで、何か問題を起こしたことがありますか？
あてはまるものをすべて選んでください。
1. 遅刻 4. 欠席 7. 暴言・暴力
2. 授業中の居眠り 5. 年間30日以上長期欠席 8. 高額の支払い
3. 成績低下 6. 友達とのトラブル 9. その他 ()

ネット依存症調査 間違った有病率調査

平成29年度厚生労働科学研究費補助金
(循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業)
飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣病予防のための減酒の効果的
な介入方法の開発に関する研究班

飲酒や喫煙等の実態調査と生活習慣
病予防のための減酒の効果的な介入
方法の開発に関する研究

平成29年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 尾崎米厚 (鳥取大学医学部)

平成29 (2018) 年5月

報道された厚生労働省研究班
の調査はこれのこと。
そもそもインターネット依存を調査
することを目的としていない。

8項目中5項目以上当てはまる人
について、
「ネット依存の疑いがある」と定義。

この8項目は質問65-1～65-8で、
YESかNOしか選べないもの。

質問66の「インターネットの使いすぎ
で、何か問題を起こしたことがありますか？」への回答は、ネット依存の
推計に全く用いていない。

※ 本来、ここが重要では？

不確かな情報に基づき地方自治体がネット依存対策に乗り出している



総合トップへ

“ふじのくに”
魅力情報



サイト内検索

Google™ カスタム検索

検索

検索の仕方

ホーム > 組織別情報 > 教育委員会 > 社会教育 > 生涯学習・社会教育関係情報 > 有害情報環境対策 > ネット依存対策推進事業



静岡県教育委員会

“ふじのくに”の未来を担う「有徳の人」づくり



教育委員会について



学校教育



社会教育



採用・試験



計画・統計



教職員

更新日：令和3年8月12日



ネット依存対策推進事業

平成30年8月、厚生労働省研究班から病的なインターネット依存が疑われる中高生が93万人に上るとの調査結果の公表があり、さらに令和元年5月には、WHOがゲーム障害を疾病として正式に認定しました。このような状況を踏まえ、静岡県教育委員会では、医療関係者等との連携により、ネット依存対策推進事業に取り組んでいます。

出典：静岡県公式ホームページ

2. 久里浜医療センターの調査

「ネット・ゲーム使用と生活習慣についてのアンケート結果」（2019年11月27日厚労省補助事業）では、2019年1月～3月に10歳～29歳の男女5000人にアンケート調査。

- ・ 過去 12 ヶ月間に、「ゲームを止めなければいけない時に、しばしばゲームを止められませんでしたか。」という質問に「はい」と答えた割合は、ゲーム使用時間が「60 分未満」では 21.9%、「1 時間以上 2 時間未満」では 28.5%、「2 時間以上 3 時間未満」では 32.7%、「3 時間以上 4 時間未満」では 34.7%、「4 時間以上 5 時間未満」では 43.3%、「5 時間以上 6 時間未満」では 37.4%、「6 時間以上」では 45.5%であり、ゲーム時間が長くなるにしたがって多くなる傾向が見られた。
- ・ 「ゲームのために、スポーツ、趣味、友達や親せきと会うなどといった大切な活動に対する興味が著しく下がったと思いますか。」という質問に「はい」と答えた割合は、「60 分未満」では 2.9%、「1 時間以上 2 時間未満」では 6.9%、「2 時間以上 3 時間未満」では 11.1%、「3 時間以上 4 時間未満」では 10.0%、「4 時間以上 5 時間未満」では 22.4%、「5 時間以上 6 時間未満」では 20.3%、「6 時間以上」では 28.9%であった。
- ・ 「ゲームのために、学業に悪影響がでたり、仕事を危うくしたり失ったりしても、ゲームを続けましたか。」という質問に「はい」と答えた割合は、「60 分未満」では 1.7%、「1 時間以上 2 時間未満」では 5.8%、「2 時間以上 3 時間未満」では 10.0%、「3 時間以上 4 時間未満」では 12.4%、「4 時間以上 5 時間未満」では 19.4%、「5 時間以上 6 時間未満」では 22.0%、「6 時間以上」では 24.8%であった。（当然の結果）

ネット・ゲーム依存調査 間違った有病率調査

- ・「ゲームが腰痛、目の痛み、頭痛、関節や筋肉痛などといった体の問題を引き起こしていても、ゲームを続けましたか。」という質問に「はい」と答えた割合は、「60分未満」では4.3%、「1時間以上2時間未満」では7.4%、「2時間以上3時間未満」では15.2%、「3時間以上4時間未満」では20.3%、「4時間以上5時間未満」では24.6%、「5時間以上6時間未満」では25.2%、「6時間以上」では40.5%であった。
- ・「ゲームにより、**睡眠障害（朝起きれない、眠れないなど）や憂うつ、不安などといった心の問題**が起きていても、ゲームを続けましたか。」という質問に「はい」と答えた割合は、「60分未満」では2.4%、「1時間以上2時間未満」では5.8%、「2時間以上3時間未満」では9.7%、「3時間以上4時間未満」では16.6%、「**4時間以上5時間未満**」では**19.4%**、「**5時間以上6時間未満**」では**17.9%**、「6時間以上」では37.2%であった。
- ・**過去12ヶ月間にゲームのために起きたこと（複数選択可）**について、「**学業成績の低下や仕事のパフォーマンスの低下**」があったと答えた割合は、ゲーム使用時間が「60分未満」では5.0%、「1時間以上2時間未満」では11.9%、「2時間以上3時間未満」では20.4%、「3時間以上4時間未満」では20.3%、「4時間以上5時間未満」では22.4%、「5時間以上6時間未満」では23.6%、「6時間以上」では29.8%であり、ゲーム時間が長くなるにしたがって多くなる傾向が見られた。**（当然の結果）**
- ・同様に、「**昼夜逆転またはその傾向（過去12ヶ月で30日以上）**」があったと答えた割合は、「60分未満」では2.3%、「1時間以上2時間未満」では5.0%、「2時間以上3時間未満」では11.0%、「3時間以上4時間未満」では16.1%、「4時間以上5時間未満」では19.4%、「5時間以上6時間未満」では29.3%、「6時間以上」では50.4%であった。**（当然の結果）**

「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 報告書」について

(3) 青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展

インターネット利用時間の長時間化も、インターネット利用者の低年齢化と同様に、継続的に見られる傾向である。

実態調査では、青少年のインターネットの平均利用時間は、平成30年度は168.5分、令和元年度は182.3分、2年度は205.4分と年々伸びている(図表4)。

また、インターネットを5時間以上利用している青少年の割合は、平成30年度は14.4%、令和元年度は18.4%、2年度は22.3%と、利用時間の長時間化に合わせて増加している(図表5)。

コロナ禍において、在宅時間が長くなる中、インターネットを利用する者は増加していると思われ、インターネット利用時間の長時間化の傾向に拍車がかかることが予想される。

このようなインターネット利用時間の長時間化は、青少年の健全な成長に支障を及ぼすおそれが懸念されることから、この傾向を踏まえた対策を講じる必要がある。

一方で、その利用内容については、十分に注意を払う必要がある。平成30年度及び令和元年度の調査においては、「コミュニケーション」、「ゲーム*」*、「動画視聴」、「音楽視聴」等の割合が高いが、2年度は、「ニュース」、「情報検索」、「勉強・学習・育児」が大きく伸びている。(図表6)

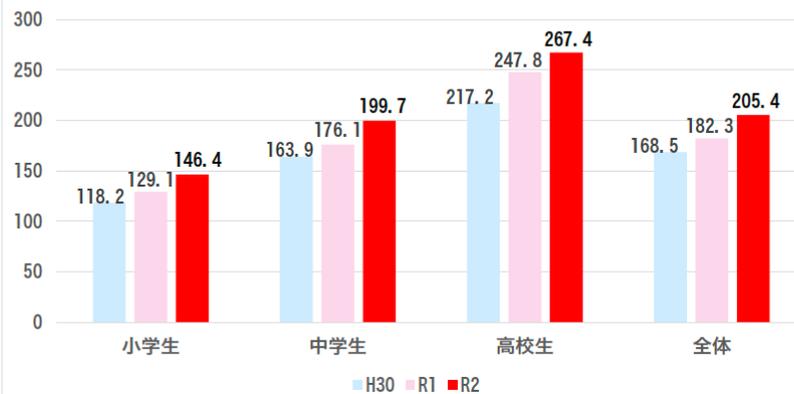
また、例えば、「チャットをしながらオンラインゲームをする」、「インターネットとテレビを繋いで映画やドラマを観る」などといった、様々な生活シーンでインターネットを利用する機会が増えてきていることも長時間化の要因になっていると考えられる。

よって、インターネットの利用時間の長時間化が一律に悪影響を及ぼすとはいえず、インターネットの学習への活用等その内容にも着目した対応が必要であると考えられる。

● 令和元年5月、世界保健機関(WHO)において、ゲーム障害(Gaming disorder)が国際疾病分類に追加された。政府においては、令和2年2月に「ゲーム依存症対策関係者連絡会議」(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202961_00004.htm)を開催した。ゲーム業界では、開発者側が遵守すべき事項をまとめたガイドラインの策定、周知、ペアレンタルコントロール機能の保護者等への普及啓発、調査研究等、自主的な取組(<https://www.cesa.or.jp/anshinzen/>)を実施し、必要に応じて政府と知見を共有している。

※「ゲーム障害」に関する記述部分削除

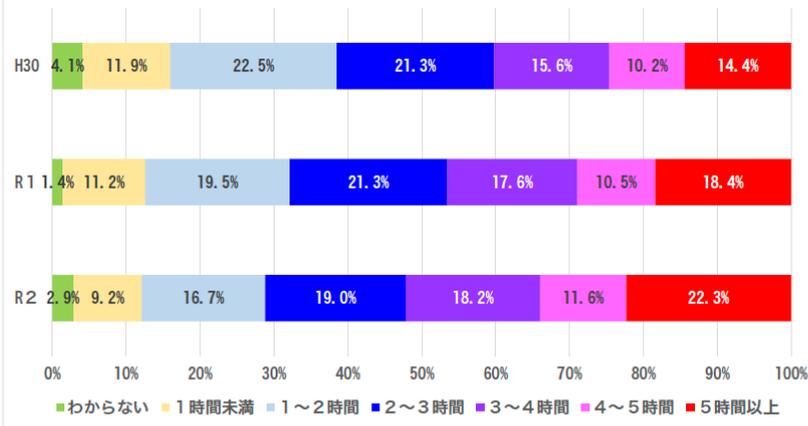
図表4 青少年のインターネットの平均利用時間の推移



※実態調査を基に作成。

図表4の令和2年度の小学生・中学生・高校生の利用時間は、現在未確定。

図表5 インターネット利用時間



※実態調査を基に作成。

「ゲーム障害」勉強会：政府から引き出したもの

厚生労働省

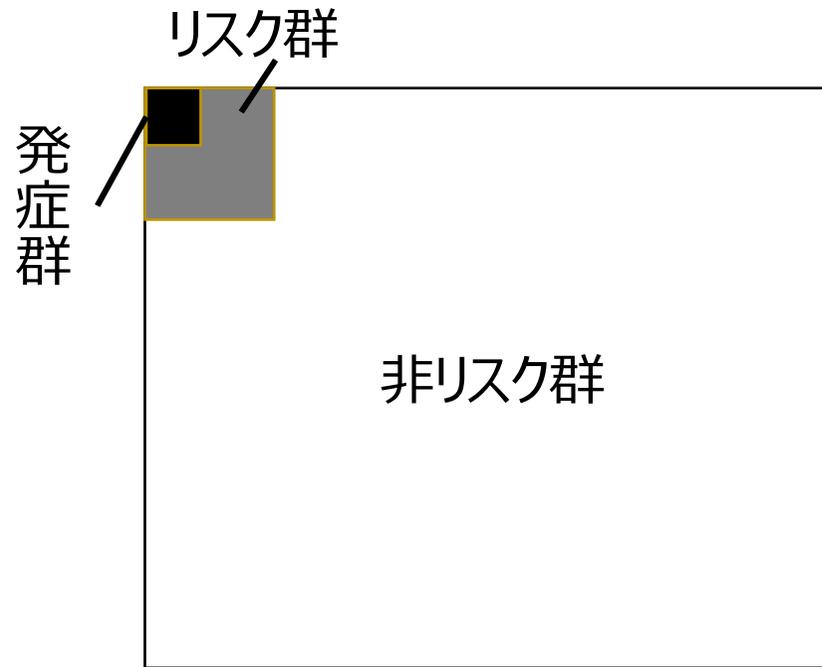
現時点ではGaming Disorderは病気や疾病ではないという認識

WHOは「Disorder」は病気や疾病ではなく、Gaming Disorderも病気や疾病ではないとの認識。
厚生労働省もWHOと同じ認識で、どのように支援するのか等は現時点では未定。

文部科学省・厚生労働省

差別的な意味合いを含む「行動嗜癖(Addiction)」という単語の扱いを検討

「嗜癖」という言葉はAddictionと翻訳され、この用語は国際的には差別的で用いるべきでないとの認識。
「嗜癖」そのものの使い方、翻訳の方法については今後検討していく。和訳は大臣の告示で決定する。



- 疾患のリスクは遺伝的に決定されている。
- リスクは等しくない。
- 非リスク群に予防を働きかけても無駄。

- リスクのない群も含めての対策は無意味。
- 予防が可能だとすれば、リスクの高い群に対してアプローチに限定すべき。

基本戦略：発達精神病理学

- ADHD、自閉スペクトラム症は時間的に先んじて現れ、うつ病、不安症が先んじて現れる時もある。
- 子どもの精神疾患に介入すること＝ゲーム障害の予防。

- 香川県の条例
 - スマホの利用時間、ゲームの利用時間に制限をする
 - 依存症予防になるというロジック
- 久里浜医療センターの樋口院長の主張
 - ゲーム使用が遅ければゲーム障害になりにくくなる、という主張。

- 香川県の条例
 - スマホの利用時間、ゲームの利用時間に制限をする
 - 依存症予防になるというロジック
- 久里浜医療センターの樋口院長の主張
 - ゲーム使用が遅ければゲーム障害になりにくくなる、という主張。

1.

ネット上の誹謗中傷と匿名表現の自由

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等：民事手続

とり得る手段	請求	要件	根拠
(1) <u>削除</u> の請求	コンテンツプロバイダへの削除請求	脅迫 名誉棄損 侮辱 信用棄損 業務妨害 児童ポルノ被害 リベンジポルノ被害 プライバシー侵害 肖像権侵害	人格権（明文なし） プロ責法3条2項 リベンジポルノ防止法4条
	発信者への削除請求※1	同上	人格権（明文なし）
	人権擁護機関への削除要請の依頼	同上	いじめ防止対策推進法 19条3項 人権侵犯事件 調査処理規程14条
(2) <u>損害賠償</u> の請求	発信者への損害賠償請求※1	同上	民法709条
	コンテンツプロバイダへの損害賠償請求※2	同上	民法709条 プロ責法3条2項
(3) <u>名誉回復</u> の請求 (謝罪広告等)	発信者への名誉回復請求※1	名誉棄損のみ	民法723条
	コンテンツプロバイダへの名誉回復請求※2	同上	同上

※1 発信者情報開示が必要

※2 例外的な場合のみ

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等：刑事手続

とり得る手段	被害内容	根拠及び罰則	告訴の要否
<p>犯人の処罰を求める ↓ 具体的にとり得る手段は 以下の3つ</p> <p>① 告訴（被害者等のみ） ② 告発（何人でも） ③ 被害届（被害者等のみ）</p> <p>※ 告訴、告発があった場合、 検察官は、告訴人、告発人に対して、 起訴・不起訴を通知しなければならない （刑訴法260条）。 請求があった場合は、不起訴理由も 告知しなければならない（同261条）。 ※ 被害届の場合、上記の義務はない。</p>	脅迫	刑法222条 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	非親告罪
	名誉棄損	刑法230条 3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金	親告罪（刑法232条） 告訴がなければ処罰不可
	侮辱	刑法231条 拘留（30日未満の身体拘束）又は 科料（1万円未満の財産刑）	親告罪（刑法232条） 告訴がなければ処罰不可
	信用棄損	刑法233条前段 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	非親告罪
	業務妨害	刑法233条後段、234条 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	非親告罪
	児童ポルノ被害	児童ポルノ禁止法7条2項（提供罪） 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金	非親告罪
	リベンジポルノ被害	リベンジポルノ防止法3条1項2項（提供罪） 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	親告罪（左法3条4項） 告訴がなければ処罰不可
	プライバシー侵害	※ 犯罪ではない（民事手続のみ可能）	
	肖像権侵害	※ 犯罪ではない（民事手続のみ可能）	

発信者情報開示制度の趣旨：権利の侵害に対する民事手続による救済

(趣旨)

第一条 この法律は、①特定電気通信による②情報の流通によって③権利の侵害があった場合について、④⑤特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び⑥発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

③「権利の侵害」

「権利の侵害」とは、本法律で独自に定義されるものではなく、**個人法益の侵害**として、**民事上の不法行為等の要件としての権利侵害**に該当するものである。ここで、侵害されることとなる「権利」については、著作権侵害、名誉毀損、プライバシー侵害等様々なものが想定され、特に限定をすることなく、それらについて、横断的に対象とするものである。これは、一般不法行為等の場合と同様である。

なお、刑法上のわいせつに該当する情報、児童ポルノに該当する情報などは、当該情報の流通により、社会的法益が侵害されることとなるものであるが、同時に特定個人の権利が侵害されるものでなければ、本法律の対象とはならない。また、暴力的な表現を内容とする情報等、有害ではあるが法令には違反しないような情報についても、当該情報の流通によって特定個人の権利が侵害されることとはならないため、本法律の対象とはならない。

※ プロ責法では、「告訴状を受理してもらうため」といった刑事手続目的での発信者情報の開示は想定されていない。

発信者情報開示の対象（限定列挙）

4条における発信者情報開示の対象（省令で規定）

5

・総務省令(※)において、発信者情報開示の対象となる情報を列挙。具体的には以下のとおり。

(※)特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令(平成十四年総務省令第五十七号)

- 発信者の氏名又は名称（省令第一号）
- 発信者の住所（同第二号）
- 発信者の電子メールアドレス（同第三号）
- 侵害情報に係るIPアドレス（同第四号）
- 携帯電話端末等の利用者識別符号（同第五号）
- SIMカード識別番号（同第六号）
- タイムスタンプ(侵害情報が送信された年月日及び時刻)（同第七号）

課題(特に、被害者側からの問題意識)

- 開示対象となる情報が限定的。**(「電話番号」が開示対象になっていない。)**

裁判外の発信者情報開示の流れ（任意開示の流れ）

① コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示の請求

発信者のIPアドレス、タイムスタンプ等の開示を求める

発信者の意見を聴かなければならないため※、

2週間～1か月程度かかる

※ いじめ案件の場合、人権擁護機関の協力を求めることができる（いじめ防止対策推進法19条3項）

※ 弁護士会照会（弁護士法23条の2）の利用も可能

② アクセスプロバイダに対する発信者情報開示の請求

発信者の氏名、住所、メールアドレス等の開示を求める

発信者の意見を聴かなければならないため※、

2週間～1か月程度かかる

※ いじめ案件の場合、人権擁護機関の協力を求めることができる（いじめ防止対策推進法19条3項）

※ 弁護士会照会（弁護士法23条の2）の利用も可能

③ 発信者に対する損害賠償請求又は差止請求

損害賠償の支払、発信情報の削除を求める

任意に応じてもらえれば早期解決も可能。

任意に応じてもらえない場合は訴訟。

裁判上の発信者情報開示の流れ

① コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示の仮処分の申立て

発信者のIPアドレス、タイムスタンプ等の開示を求める

仮処分から開示決定まで**約1～2か月**かかる
※海外プロバイダの場合は**約3～4か月**かかる



② アクセスプロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟の申立て

発信者の氏名、住所、メールアドレス等の開示を
求める

訴訟提起から開示判決まで**約6か月～1年**かかる
※必要に応じて、発信者情報消去禁止仮処分を申立てる



③ 発信者に対する損害賠償請求訴訟又は差止請求訴訟の申立て

損害賠償の支払、発信情報の削除を求める

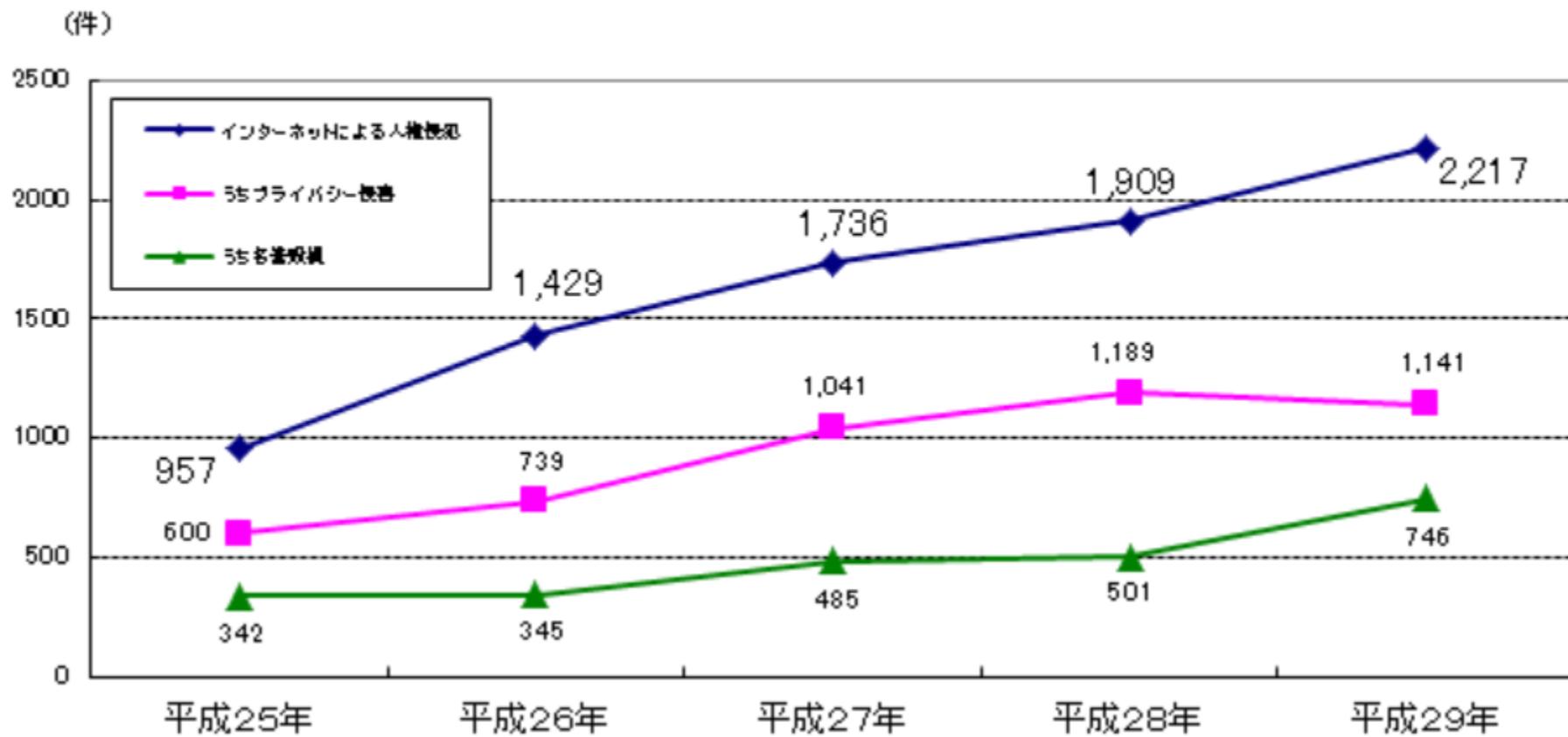
第一審判決が出るまで**約1年以上**かかる

刑事手続における発信者情報の開示

- ① 捜査事項照会による発信者情報の開示（刑訴法197条2項）
- ② 通信履歴の保全要請（刑訴法197条3項）
- ③ 裁判所による記録命令付差押え（刑訴法99条の2）
- ④ 裁判所による差押え（刑訴法99条）
- ⑤ 捜査機関による記録命令付差押え（刑訴法218条1項）
- ⑥ 捜査機関による差押え（刑訴法218条1項、2項）

インターネットを利用した人権侵犯事件の推移

インターネットを利用した人権侵犯事件の推移



【参考】任意開示の実務の現状：北澤一樹弁護士の見解（知財小委）

- (1) 一般に、任意開示されるケースは少ないといわれる。
 - 権利侵害の明白性の判断を誤って開示した場合のリスク（発信者からの損害賠償請求の可能性）。
 - 発表者の日常業務の中では、任意開示の可否の質問を受けることも頻繁にある。
「請求者側から資料を補充してもらえれば任意開示可」といったアドバイスをすることも多いが、請求者側にその旨説明すると、任意開示してもらえる可能性があることを知り驚かれることもあり。
- (2) 任意開示が難しいケース
 - 企業の不正に関連するような記事であり、真実性を判断できないとき（発信者からある程度具体的な反論が返ってきており、反論内容が虚偽と判断できないときは、特に任意開示困難）
 - 一般個人による請求であるが、記事からは請求者のことが述べられているのか不明であるとき（他の第三者について述べられている可能性を否定できないとき。）
- (3) 任意開示に応じることが多いケース
 - 一般個人に対する誹謗中傷やプライバシー侵害
 - 一般個人の写真などが無断で掲載されているケース（肖像権侵害）
 - ※ 一般の個人であれば、通常、投稿内容に公共性がないため、真実性の判断をするまでもなく違法性ありと判断しやすい。
- (4) 著作権関連の事件について依頼は多くない（各企業レベルで任意判断きることが多い。）
 - 例えば、コンテツ（漫画動音楽等）の無断アップロード事では権利者から著作侵害の主張があれば、権利明白性と判断することは容易な多い。
そのため、法律事務所を使うまでもなく各業者において開示可否判断がされる傾向にある。

【参考】発信者情報開示の問題点（海賊版対策に関して）

海賊版サイトの運営者にたどり着けない

- 裁判所が「侵害に係る」要件を限定的に解釈し開示されるIPアドレスやタイムスタンプが狭すぎる例がある
 - 法4条に対する解釈の明示等（解釈では限界がある場合は法改正）
 - ※ 東京地裁では保全部と知財部で判断が異なり、後者が特に限定的に解釈しているとの指摘有り
- IPアドレスとタイムスタンプのみでは発信者が特定できない例がある
 - 省令の改正（電話番号の追加、限定列挙ではなく例示列挙への転換等）
- プロバイダが把握している氏名・住所等が真正なものでない例がある
 - 特定電気通信役務提供者への契約締結時の本人確認の義務付け等
- 非協力的なプロバイダーの「保有していない」との主張を裁判所がそのまま採用する例がある
 - 「保有する」要件の解釈の見直し等（解釈では限界がある場合は法改正）

発信者情報開示の手續に時間・費用・手間がかかる

- 任意開示に応じないプロバイダに裁判手続をとると時間もお金も手間もかかる
 - 任意開示の促進（ガイドラインの充実等。特に、著作権侵害の際に適法に任意開示できる事例等）
 - 損害賠償や差止めの請求の前提であることを踏まえた発信者情報開示の仮処分・訴訟の迅速化・簡素化
 - ※ 民事訴訟全体の問題として、匿名訴訟の制度や強制令状の制度等についても検討
 - プロバイダが海外事業者の場合に送達手続等にかかる時間の短縮等

海外のプロバイダが非協力的な場合に日本法の実効性がない

- プロバイダが海外事業者の場合に準拠法や管轄等を理由に日本での裁判手続に応じない例がある
 - 日本においてサービスを提供する海外のプロバイダについて外国会社の登記の徹底（会社法817条、933条）等
 - 海賊版対策における国レベル及び民間レベル国際連携・国際協調の促進等

インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の更なる対策に向けて【提言】

自由民主党政務調査会 デジタル社会推進特別委員会 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策PT(令和2年6月)

背景

- SNSの普及等に伴い、ネット上の誹謗中傷、人権侵害等は年々増加。子どものネットいじめ、新型コロナウイルスによる医療者・事業者等に対する被害の増加、ネット上の誹謗中傷等により自死に追い込まれる被害者も発生し、問題が深刻化。
- 現行でも、プロバイダ責任制限法(プロ責法)上の権利侵害情報の削除・発信者情報開示、民法上の損害賠償請求、刑法上の名誉毀損罪・侮辱罪等があるが、被害者にとって実効性ある対策となっていない。
- 被害の増加に対し、諸外国では制度改正により対策を強化しているが、日本は長年制度改正を行っていない。

対策

表現の自由」を十分配慮しつつ「被害者救済」の実効性を強化

民事上の対応の強化

- ・対処すべき個人の権利侵害の明確化(判例、裁判外の事例を踏まえた法制度、ガイドライン等による具体化)
- ・発信者情報開示の円滑化(煩雑な手続、発信者特定の技術的困難等の克服に向けた、仮処分等の司法手続の活用、開示請求の要件緩和、情報開示対象の追加(電話番号等)、アクセスログの保存期間の延長(現行は僅か3~6か月)等)
- ・プロバイダの迅速な削除の促進(免責規定の見直し等)
- ・被害者の「泣き寝入り」防止に向けた海外事業者への送達手続の迅速化、適正な損害賠償額の算定等

人権擁護機関等による対応の強化

- ・公的機関(法務省人権擁護機関や自治体等)によるプロバイダへの削除・開示請求への協力の実効性の強化に向けた、制度規定や運用の見直し(現行ではプロバイダの任意協力は僅か6割程度)

刑事上の対応の強化

- ・誹謗中傷等に対する刑事罰の見直し(例:侮辱罪は刑法で最も軽い拘留(30日未満)・科料(1万円未満))
- ・集団での誹謗中傷等の悪質事案に対する積極的捜査と科刑の適正化(例:ネットリンチ)

ネットモラルの理解促進、相談対応強化

- ・ネットモラル(発信者の責任等)に関する官民連携での理解促進
- ・学校教育における取組強化(道徳教育、学習指導要領等への更なる反映)
- ・プロバイダの協力促進(権利侵害情報のブロックに向けた禁止事項等のポリシーの明示・措置の徹底の強化、ユーザーへの啓発活動等)
- ・被害者の負担軽減に向けた相談対応の強化

2022年2月：法務省「侮辱罪の法定刑引上げ」

侮辱罪の法定刑引上げ

背景・経緯

◎近年における公然と人を侮辱する犯罪の実情

インターネット上の誹謗中傷が社会問題化し、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっている。

⇒ 侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であることを示し、抑止する必要

○令和3年9月 法制審議会に諮問 ～ 令和3年10月 答申



◎ 侮辱罪の法定刑引上げ〔刑法の改正〕

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

(30日未満) (1万円未満)

※ 公訴時効期間は1年 (刑事訴訟法第250条第2項第7号)

(侮辱)

第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

※ 公訴時効期間は3年 (刑事訴訟法第250条第2項第6号)

1.

フリーランスを政治の全面に

2.

**下請法の問題点が明らかになり
フリーランスの問題が閣議決定**

3.

下請中小企業振興法で対応

山田太郎のフリーランス保護策の活動まとめ①

国会	2016年 5月26日	<ul style="list-style-type: none">● 内閣委員会 質疑（アニメ産業の実態について） 資本金1000万円以下の会社から請負契約で仕事を受けているフリーランスなどは全く保護されていないとして指摘。フリーランスの実態の調査を厚労省にも強く求めました。
政府	2016年 12月14日	<ul style="list-style-type: none">● 「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正
政府	2019年 4月27日 ～5月31日	<ul style="list-style-type: none">● 経産省「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の改訂版（案）及び同概要版（案）についてパブリックコメントを実施 →意見数 2882件● 総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(改訂版)(案)及び同概要(案)についてパブリックコメントを実施 →意見数 2245件
政府	2019年 8月9日	<ul style="list-style-type: none">● 経産省「アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の改訂版及び同概要版を策定● 総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」(改訂版)及び同概要を策定

山田太郎のフリーランス保護策の活動まとめ②

国会

2019年 11月7日

- **内閣委員会 質疑 (フリーランスの定義、フリーランスに関するガイドラインについて)**

政府は多様な働き方を可能とするために、働き方改革を進めているが、その中でフリーランスについての議論が抜け落ちておりと指摘。西村担当大臣は、重要な指摘であると認識を示した上で、内閣官房が中心となって今は共通の定義がないフリーランスについて政府統一の定義を作ること、その実態について調査するとの答弁がありました。

国会

2019年 12月19日

- **特定商取引法ガイドを所管の消費者庁に問い合わせ、修正**

フリーランスの方からお問い合わせ頂いた、『フリーランスで通販をする場合、サイト上に氏名・住所・電話番号を載せる必要があるのか』という問題について、消費者庁のホームページに掲載している通信販売広告Q&A | 特定商取引法ガイドを修正してもらいました。

政府

2020年 1月14日

- **フリーランス政策が「政府の新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告 未来投資会議」に掲載**

内閣・厚労・公取とそれぞれが別々で議論していたフリーランスについて、内閣官房で一元的に政策を進めることで、まずは、政府の統一的な定義を初めて作るようになった。

政府

2020年 2月～3月

- **内閣官房と関係省庁が連携し、フリーランスの実態を把握するための調査を実施**

山田太郎のフリーランス保護策の活動まとめ③

国会

2020年 3月10日

● 内閣委員会 質疑（フリーランスの定義、フリーランスと下請法との関係）

未だ厚労省・中企庁・内閣府でフリーランスの定義と対象人数が異なることを指摘。西村大臣より「今後は内閣官房の元でフリーランスに関しては整理をし、実態把握や政策的にどのように対応していくか進めていく」といった前向きな答弁がありました。また、フリーランスの取引について「下請法の規律を働かせるべきだ」と強く訴えました。

政府

2020年 6月25日

● 全世代型社会保障検討会議において、政策の方向性について検討

政策の方向性について検討し、多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要があるといった結論となる。

政府

2020年 7月17日

● 成長戦略実行計画（閣議決定）

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、以下の保護ルールの整備を行う
①実効性のあるガイドラインの策定 ②立法的対応の検討 ③執行の強化 ④労働者災害補償保険等の更なる活用

政府

2020年 12月24日～
2021年 1月25日

● 事業者とフリーランスとの取引についてのガイドライン(案)に関するパブリックコメントを実施

山田太郎のフリーランス保護策の活動まとめ④

政府

2021年 3月26日

- 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」策定
内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連盟でガイドラインの策定。**担当者**と**インナー**で何度も**打合せ**をしました。

政府

2021年 8月11日

- **フリーランスと契約書 義務拡大へ**
フリーランスで働く人の法的保護を強化するため、業務発注時に契約書面の作成を義務付ける事業者の対象を拡大する方針を固めた。来年の通常国会に関連法案を提出する方向で調整。



下請法に1000万円の資本金要件があり十分に保護が行われてないのが実情。資本金要件の見直しが必要。引き続き働き掛け実現を目指します！

フリーランス各省庁ごとでは定義が異なる

厚生労働省、中企庁、内閣府のフリーランス人口調査結果の差異について

2020.2.10
8/44

	厚生労働省	中小企業庁	内閣府
	「雇用類似の働き方の者」	「フリーランス」	「フリーランス相当」
対象	①自身で事業等を営んでいる者であって、 ②従業員を常時使用しておらず、 ③個人事業主等で「店主」ではなく ④農家や漁業者ではなく、 ⑤発注者から業務の委託を受けており、 ⑥事業者を直接の取引先としているもの。 ※法人の経営者を含む	①自身で事業等を営んでいる者であって、 ②従業員を雇用しておらず、 ③実店舗をもたずに仕事をしていて、 ④農林漁業従事者ではないもの。 ※法人の経営者を含む	フリーランス相当の働き方をしているとみられる人（自営業主で店舗や雇用者を持たず、農林漁業者を除いた人数） ※農林漁業者の範囲や一人社長の扱いなどで5パターンに分け試算
試算人数 (①～④)	367万人	本業 300万人 副業 140万人	本業 約158万人～228万人 副業 約106万人～163万人
試算人数 (①～⑥)	本業 130万人 副業 40万人	-	
調査主体	(独) 労働政策研究・研修機構	リクルートワークス研究所	内閣府政策統括官(経済分析担当)
調査手法	ネット調査を基に母集団拡大補正	ネット調査を基に母集団拡大補正	ネット調査を基に母集団拡大補正
調査期間	2019年1月15日～2月7日(スクリーニング調査) 2019年1月28日～2月21日(本調査)	2018年1月12日～1月31日	2019年1月～2月
サンプル数	18,377人	50,677人	50,000人



山田太郎 ✕ (参議院議員・全国比例) ✓

@yamadataro43



クリエイターへの待遇問題でアニメ産業は崩壊してしまうと訴えてきましたが、やっと記事に！

幅広く呼びかけた待遇適正化の為のガイドラインへのパプコメ意見数は2879件、放送コンテンツ制作適正化は2245件。結果は驚異の数、この皆さんの声は確実に政府や業界を動かします

headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20190607-...

午前1:59 · 2019年6月8日 · Twitter for iPhone



山田太郎 ✕ (参議院議員・全国比例) 

@yamadataro43



本日27日、自民党本部各種部会参加。様々な発言の結果、党内でアニメ、フリーランス待遇問題、下請法や著作権関連につき責任を持って動く事になりました。与党は動きが早い。9時競争政策調査会、10時半クールジャパン戦略推進特別委員会、12時内閣第一、第二合同部会に出席。 facebook.com/12549938428000...

午後0:14 · 2019年8月27日 · Twitter for iPhone



山田太郎 × (参议院議員・全国比例) ✓
@yamadataro43



本日11月12日、自民党税制調査会の全体会の初会合にて「フリーランスを法的にも位置づけ、税制の対応も検討すべき」と提案しました。インボイス制度も課題が多いです。終身雇用を前提とした日本の税制の体系ではこの国は持ちません。新しい働き方としてフリーランスの保護を含め政策を確立すべきです。



午後7:53 · 2019年11月12日 自由民主党本部から · Twitter for iPhone



山田太郎 ✕ (参議院議員・全国比例) ✓

@yamadataro43



【重要】中間報告書にフリーランスの「労働政策上の保護や競争法の規律について」内閣官房で実態把握と環境整備が明記。私、党内や政府にフリーランス馬鹿と言われる程主張の甲斐あり。下請法資本金1千万円問題解決を図ります。

全世代型社会保障制度、政府検討会議が中間報告www3.nhk.or.jp/news/html/2019...

午後10:38 · 2019年12月20日 参議院議員会館から · Twitter for iPhone



山田太郎 (参議院議員・全国比例) ✓
@yamadataro43



3月12日、自民党本部下請取引対策小委員会。アニメ制作現場はフリーランスが7割、資本金1000万円以下の下請法適用外の会社が2/3の現状を説明。フリーランスを守る為には下請法の資本金基準の見直しの必要性を強く主張。会議後、中企庁長官と経産副大臣に直接要請、今後の具体策を引き続き話し合う予定。



午後4:15 · 2020年3月12日 · Twitter for iPhone



山田太郎 ✕ (参議院議員・全国比例) ✓

@yamadataro43



フリーランス等で確定申告が「事業所得& (雑所得or 給与所得)」の場合、事業所得のみが【持続化給付金】の対象です。中企庁に確認したところ、実態に合わせる形で確定申告の修正申告を行えば、全額が持続化給付金の対象になるとのこと。その場合の給与所得控除はなくなりますが対象の方は一度ご検討を

午後9:27 · 2020年9月9日 · Twitter for iPhone



山田太郎 ✕ (参議院議員・全国比例) ✓

@yamadataro43

...

私が要請し続けてきたフリーランス保護策が着実に前進。昨年の成長戦略実行計画に明記、定義ができ今年3月にはガイドラインが策定。しかし、下請法に1000万円の資本金要件があり十分に保護が行われてないのが実情。資本金要件の見直しが必要。引き続き働き掛け実現します

news.yahoo.co.jp/pickup/6401296

午後7:00 · 2021年8月11日 東京 千代田区から · Twitter for iPhone

フリーランスが政府文書に掲載（令和元年12月19日）

・政府の新たな成長戦略実行計画策定に関する中間報告 未来投資会議 p4

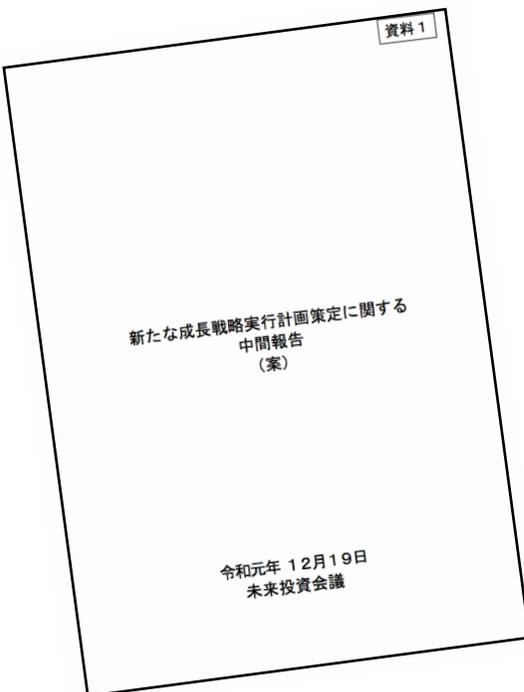
2. 人材～組織の中に閉じ込められ固定されている人の解放

(1) フリーランスなど、雇用によらない働き方の政策

技術の進展により、インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く新しい就業形態が増加しており、特に、高齢者の就業機会の拡大に貢献することが期待される。日本でも、40代以上のフリーランスが全体の7割弱を占めている。また、個人事業主・フリーランスと会社員の満足度を比較すると、個人事業主・フリーランスの方が満足度が高い。特に「達成感／充実感」、「スキル／知識／経験の向上」では差がついている。

多様な働き方の一つとして、希望する個人が個人事業主・フリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

一方、フリーランスと呼ばれる働き方は多様であり、労働政策上の保護や競争法による規律等について様々な議論がバラバラに行われている。このため、内閣官房において、関係省庁の協力の下、一元的に実態を把握・整理した上で、今後の政策の方針を検討する。



フリーランスが政府文書に掲載（令和元年12月19日）

・政府の全世代型中間保障検討会議中間報告 全世代型社会保障検討会議 p8

2. 労働

(4) フリーランスなど、雇用によらない働き方の保護の在り方

技術の進展により、インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く新しい就業形態が増加しており、特に、高齢者の就業機会の拡大に貢献することが期待される。多様な働き方の一つとして、希望する個人が個人事業主・フリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

一方、フリーランスと呼ばれる働き方は多様であり、労働政策上の保護や競争法による規律について様々な議論がある。このような議論があることも踏まえ、内閣官房において、関係省庁と連携し、一元的に実態を把握・整理した上で、最終報告に向けて検討していくこととする。

全世代型社会保障検討会議
中間報告

令和元年12月19日
全世代型社会保障検討会議

1.

**コロナ禍でコミケ等同人誌即売会も
支援の対象に**

2.

様々な支援策が実現

3.

容積率など化学的な枠組みで対応

山田太郎事務所でどこよりも早く新型コロナ支援ホームページ構築



● 政府の広報の問題点

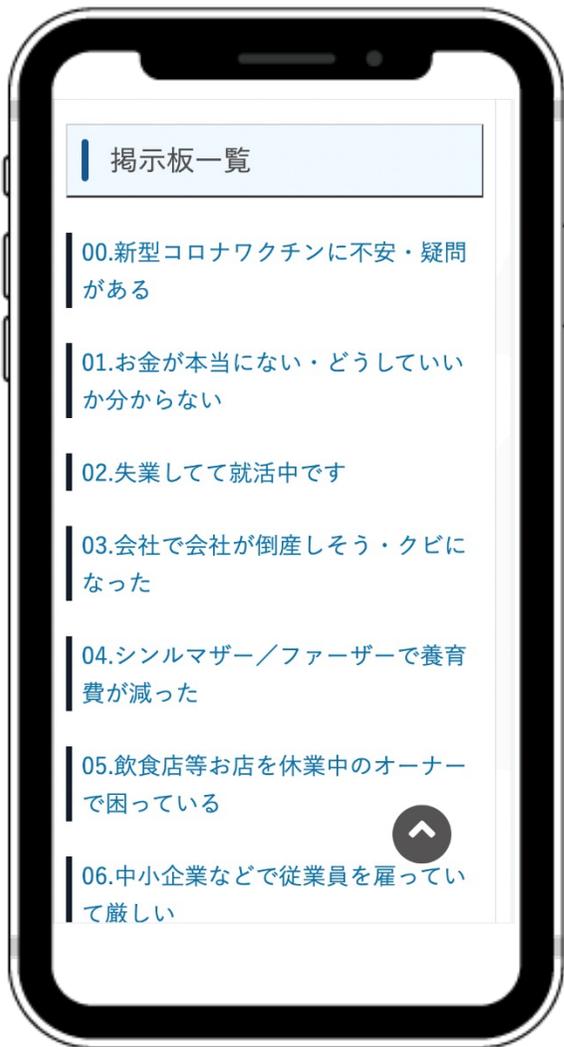
- ✓ 情報が集約しておらずどこにあるか探せない
- ✓ ニーズ軸になっていない
- ✓ 支援策がPDFでまとまっており検索できない
- ✓ メンテナンスができていない
- ✓ 文章が長すぎてわかりづらい

→政府の問題点を解決した**山田事務所コロナサイト構築**



西村大臣にも政府広報のあり方を**直接提言**したことをきっかけに**首相官邸**コロナサイトが作成！

政府ではできない掲示板を作成。掲示板の声を政府にフィードバックし是正要請



↓ 掲示板に寄せられたコメントまとめ (一部)

支援策名	問合せ日時 (2020年7月1日以降)	問合せ内容
緊急小口資金	2020/7/2 16:04	<p>差出人: カサイナオト <kita.matu1992@au.com> 題名: 緊急小口資金 特例 メルマガ登録: 希望する メッセージ本文: 山形県社会福祉協議会から緊急小口資金(特例)を申し込みました。 必要書類には給与明細、通帳記帳、給与減少を証明する書類を出してくださいと言われました。 また、こちらの制度について、厚生省が出されている内容と社会福祉協議会が出されている内容と一部違いがあります。 問い合わせると、各社協で状況によっては書類や申請に必要な書類はありますと言われましたがどういことですか。</p>
緊急小口資金	2020/9/4 6:45	<p>いつも活動お疲れ様です。 最近、昔の知人が派遣先の仕事で給料が下がり、派遣の寮も高いこともあり私の家に居候させてルームシェアしている状況で、緊急小口貸付金と総合支援資金の申込みのために社会福祉協議会に電話をして必要書類の送付をお願いしたら、現状から個人情報まで掘り下げて聞かれた上に、『ルームシェアしている相手は恋人だとしたら貸し出しは出来ない』と言われたそうです。 プライベートについてもしつこく聞かれた様で気分が悪くなり凹んでました。</p> <p>その後山田さんの動画を知人が観て社協のサイトから申込み用紙をダウンロード出来ると知り、更に「あんなに聞かれたのはなんだったんだ」といった気持ちになっています。 まだ社協全部に山田さんが提案した内容が周知されているわけではない様で悲しく思います。</p> <p>相手は声からして結構上の方だった様ですが、高齢の方にはまだ緊急時の対応や旧態然とした意識が強い様にも感じました。</p> <p>確かに不正な取得については解りますが、『全国の労働金庫における緊急小口資金(特例貸付)の申請受付開始を踏まえた 市区町村社会福祉協議会の対応について』の内容から乖離している様に感じました。 早くこの様な現場の状況が改善される事を願います。</p>
緊急小口資金	2020/7/5 22:19	<p>差出人: 鈴木弘登 <h62613965@gmail.com> 題名: 緊急小口資金 メルマガ登録: 希望する メッセージ本文: 妻と1歳半の子供の3人暮らし。静岡県島田の協議会から申請の仕方などおしえていただきもうすこしの辛抱とかはげましの言葉をもらいがんばってきまが静岡の協議会から結果は不承認。4月15日よりコロナの影響で職を失い、給料の未払いもあり、一時的に10万円の給付で何とかしのげましたが、もう正直おわりです。静岡の協議会の伝達の悪さ、正直呆れてものもいえません。本当に困っている家庭、こんなときでも子供は元気です。全国にはぼくたちと同じような家庭がたくさんあるとおもいます。不正受給など今すぐいかにのぼっているとおもいます。もっと目をむける視点をかえていただきたい。本当に困っている私達のような家庭にもっと目をかけていただきたいのです。私などの声では財力もなにもないからどこにもとかないのでよろしく願います。</p>
緊急小口資金	2020/7/6 11:08	<p>差出人: 坂田 佳代 <kayo7301@icloud.com> 題名: 新型コロナ緊急小口資金について メルマガ登録: 希望する メッセージ本文: いつもYouTubeを拝見させて頂いております。 今回、熊本市社協へ申し込みましたが不受理との事でこれから先の希望がなくなりました。 熊本地震の際に10万円をお借りしましたが、健康の事情により生活保護を受給し、お返し出来ないの理由なんだろうと思っております。 自立を始めた2年やっとなが先で頑張れると思った矢先コロナで会社は休業、お給料も手取りが4万円程減りました。 こんな不条理な事があって良いのでしょうか。 しばらくはお給料も減額が続きます。 生きていきたいのです。しかしもう積立も崩し次のお給料日まで8000円しかありません。 どうして、と理由を聞いても教えては頂けません。 本当に困窮しております。</p> <p>すみません、先生お忙しいとは思いますが熊本市は特に機会的に不受理になるようで、今一度是正をして頂きたいと思えます。 本当に困っている方々たくさんいらっしゃいます。</p>
緊急小口資金	2020/7/9 11:39	<p>差出人: 渡邊恵美子 <emi.love-me-tender@docomo.ne.jp> 題名: 秋田県緊急小口資金</p>



・ 新型コロナ支援策について動画でわかりやすく発信



【第一弾①】 新型コロナの影響でお金が必要な方必見！～緊急小口資金・総合支援資金の易しい解説～(2020年4月...
▶ 43,001 回 30 回 489 回 16 回



【第一弾②】 緊急小口資金・総合支援資金編！申請が通ったケースの実際。間違いも多い申請現場大公開！（20...
▶ 98,285 回 83 回 850 回 40 回



【第一弾③】 生活資金で困っている方必見です！緊急小口資金・総合支援資金、申請に困らないためには？
▶ 98,332 回 129 回 1,126 回 43 回



【第二弾①】 休業手当を出して、雇用を守りたい経営者必見！雇用調整助成金・休業手当(2020年5月1日現在)
▶ 6,220 回 2 回 63 回 4 回



【第二弾②】 雇用調整助成金、厚労省によるQ&A特集！申請するときの疑問解決、申込件数や実施件数も大公...
▶ 1,619 回 1 回 56 回 2 回



【第二弾③】 休業手当はいくらもらえるの？計算方法は？複雑な計算を易しく解説
▶ 5,009 回 3 回 51 回 6 回



【第三弾】 特別定額給付金・現金一律10万円～申請方法簡単にご説明～
▶ 38,162 回 37 回 302 回 31 回



【第四弾】 中小企業・個人事業主・フリーランスの方必見。最大200万円持続化給付金！申請方法給付金額等...
▶ 7,148 回 6 回 74 回 3 回

○ 議院運営委員会

- 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について（2021/03/05）
 - 会場型エンターテインメントへの支援について
- 西村康稔新型コロナ担当大臣

西村大臣より、同人誌即売会支援引き出しました

今後の政府の方針で、きちっと感染しないように守った施設に関しては、**イベント開催に関する施設利用料に関する支援**、それから、コロナ感染のために実は住所等を事前に調べる**システム利用料**、**結構高い**というふうに言われています。こういったことに関して**きちっと支援を行うべき**ではないかと。揺り籠である施設型の施設に対してもきちっと支援していただきたい。**私もコミケ等に支援**されてバッジを着けておりますので、是非、この辺り大変気になります。

J-L O D i v eの補助金では対象と考えておりますし、また、システム利用料につきましてもこの補助金において感染予防対策費の一環として補助できるようになっております

三次補正で措置しました**文化芸術活動の充実支援事業**、これにおいても、詳細は今文科省で検討中でありますけれども、**基本的にシステム利用料についても補助の対象とすることで文化庁で考えているものと承知**をしております。また同様に、**イベントの施設利用料についても基本的に補助対象**に含める方向で検討しているものというふうに承知をしております。



資料4

内閣官房長官 加藤勝信 殿

コロナ禍における同人誌即売会への支援策提言（案）

令和2年10月8日
マンガ・アニメ・ゲームに関する議員連盟
会長 古屋 圭司

コミックマーケットをはじめとする同人誌即売会は、マンガやアニメ・特撮、ゲーム等のMANGA文化に親しむ人々による交流の場であると同時に、次代を担う新たなクリエイターを生み出すゆりかごとして、我が国MANGA文化、産業を支える基盤としても大きな役割を果たしてきた。更に、大小併せ年間約1,000回に及ぶ同人誌即売会は、東京ビッグサイトにおける年間利用者に占める割合が1割を超える等、経済活動としても重要な意義を有している。当議連は、同人誌即売会に係る重要な意義を有することから、2015年のTPP協定に伴う著作権侵害の非親告罪化問題への対応等、同人誌即売会には重大な関心を払ってきた。

然るに、コロナ禍により、今春から今夏にかけてほぼ全ての同人誌即売会が中止となり、ごく一部を除いて現在もなお、開催見合わせが続いている。これにより、同人誌を主とする専門書店や印刷会社が事業縮小や撤退を明らかにする等、我が国MANGA文化の基盤に重大な影響が現れつつある。

係る状況に対し、同人誌即売会の主催者らも、感染防止対策を講じた上での試行的な開催やクラウドファンディングによる支援を募る等、それぞれの立場においてできる限り、懸命の対応を模索されている。しかしながら、同人誌即売会は、一部の例外を除いて、多数のボランティアによって支えられている等、必ずしも堅固な財政的基盤を有しない小規模な団体や個人によって運営されている。このことは、年2回で約150万人が集っていたコミックマーケットにおいても異ならない。このことから、同人誌即売会の関係者による自助努力には、自ずから限界があるといわざるを得ない。

そこで、当議連は、所属議員の総意を以て、以下、提言する。

1. 同人誌即売会を対象とした感染防止対策ガイドライン等の策定を支援すると同時に、その履践に関しても必要に応じた対応を講じること
1. 東京都をはじめ、地方公共団体の管理する施設等を会場とすることが多いことに鑑み、関連する施設や地方公共団体等に対し、収容制限に応じた会場費の減免や感染再拡大の場合におけるキャンセル料の減免等、同人誌即売会の文化的側面の重要性に意を致した柔軟な対応を求めること

以上

重要な以下3つの議題について議論しました。

- ① MANGAナショナルセンター法案
- ② 海賊版対策
- ③ 同人誌即売会支援

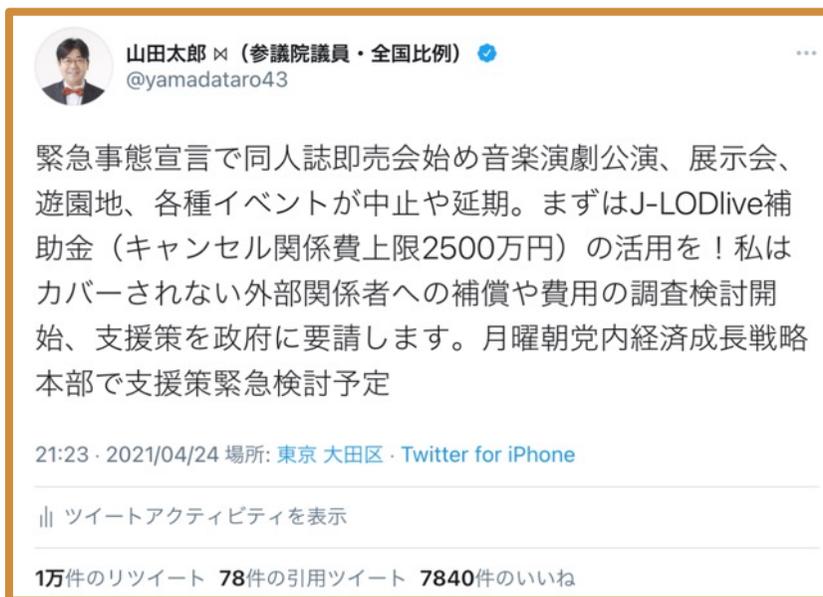
MANGA文化を守り、更なる発展のため引き続き、粘り強く進めていきます！



2021年4月24日緊急事態宣言発令

2021年4月24日、緊急事態宣言を受け各種イベントが中止や延期に。

カバーされない外部関係者への補償や費用の調査のため、関係者にヒアリング開始。支援策の改善点や、要望などを伺い、提言としてまとめ政府に要請。



山田太郎 (参議院議員・全国比例) @yamadataro43

緊急事態宣言で同人誌即売会始め音楽演劇公演、展示会、遊園地、各種イベントが中止や延期。まずはJ-LODive補助金（キャンセル関係費上限2500万円）の活用を！私はカバーされない外部関係者への補償や費用の調査検討開始、支援策を政府に要請します。月曜朝党内経済成長戦略本部で支援策緊急検討予定

21:23 · 2021/04/24 場所: 東京 大田区 · [Twitter for iPhone](#)

|| ツイートアクティビティを表示

1万件のリツイート 78件の引用ツイート 7840件のいいね



赤松 健 @KenAkamatsu

【山田太郎議員と同人業界ヒアリング・2日目】
本日も山田事務所と共同で、同人業界から3件のヒアリングを行いました。
(1) 小規模な即売会の運営者 (M.A.JOYさん)
(2) 大規模イベントの運営者 (comic 1 池上さん・北條さん)
(3) 古参の二次創作同人作家 (有馬啓太郎さん) →

23:22 · 2021/04/27 · [Twitter Web App](#)

452件のリツイート 2件の引用ツイート

463件のいいね

イベント支援のため各関係者にヒアリング

➤ ヒアリングスケジュール

- 4月26日(月) ねこのしっぽ社 内田さん (印刷会社)
- 4月26日(月) 赤ブーブー通信社 赤桐さん
- 4月27日(火) MAY.JOYさん (小規模イベント)
- 4月27日(火) 同人作家 有馬啓太郎さん
- 4月27日(火) COMIC 1 池上さん、北條さん
- 4月28日(水) ネルケプランニングさん
- 4月30日(金) 緒方恵美さん (声優・イベント会社代表)
- 4月30日(金) 福井健策先生 (弁護士)
- 5月11日(火) コミックマーケット 準備会



ヒアリングした支援策（ヒアリング時）

補助金

- ARTS for the future!
- J-LODlive、J-LODlive2
- 感染拡大予防・活動支援環境整備事業
- 事業再構築補助金
- 持続化補助金
- IT導入補助金
- ものづくり補助金
- Go Toイベント

給付金

- 一時支援金
- 月次支援金
- 雇用調整助成金
- 住居確保給付金
- 持続化給付金
- 家賃支援給付金

融資

- 資金繰り支援
- 補助金対応POファイナンスサービス
- 緊急小口融資
- 総合支援資金

いただいた声①（一部）

【支援策について】

- 会場キャパに対して半分の人数が定員なので、そもそも会場費半額補助や減免してほしい
- 配信はみんながみんなできる体制が整っているわけではない
- 個人事業が対象外
- イベント開催がすでに決まっていたものに対しては、何らかの補償が欲しい（中止が決まってから申請する手続きが、申請が煩雑だったり、条件が厳しかったりして、主催者の負担が大きすぎる。事前の準備などですでお金がかかっている）
- イベント中止に伴う払い戻しの際、コンビニの手数料が高い。1,000円のチケットに対して、コンビニの払い戻し手数料が800円など、金額負担が大きい。参加者にフリーランスや未成年が多く、一律カード払いにはできない。
- 文化支援事業なので、物販については対象外になる可能性がある
- 対象の区分など、細かい適用がわからない
- 申請が煩雑すぎる、支給が遅い
- 申請が難しい。演劇の場合例えば1公演で請求書だけで600枚あったりする。ある程度の人数で対応できる企業はまでも、数人で回している零細企業には難しいのではないか
- 対象となるのがイベント主催者のみ。出展者への補償にならない

いただいた声②（一部）

【給付金について】

- 事業規模に対し、金額が足りない
- 売上減少率が基準に達していないと活用できない
- 出展者には出ない
- 個人でイベントを主催している場合、出展者への補填までするには金額が足りない

【融資について】

- 金融機関に追加融資を申請しても、審査が下りない
- 借入と返済の負担を減らす措置がない。無利子、無担保にするなど、借入と返済がしやすくなる措置がほしい

● 4月28日(水) 22:00~さんちゃんねるにて赤松先生と緊急特集

➤ コロナ禍における経済支援（4月26日開催、経済成長戦略本部での発言）

- エビデンスを示す
- 無責任で場当たりな対応を止める
- 分かりやすいクリアなメッセージを

➤ ヒアリング内容についてご報告

同人誌即売会などに精通している赤松先生同席の元、ヒアリングを進め、現場の方の本音を拾い上げていった

- 政府と現場の要望がマッチしていない
- 申請が煩雑・条件が厳しすぎる
- 事業規模に対して支援金額が足りない
- 着金まで時間がかかる
- 個人事業が対象外
- そもそも支援があることを知らなかった

等



イベント型エンターテインメント産業に対する コロナ対策への提言

1. 開催制限や人流抑制はエビデンスベースで行う

- エビデンスベースでの開催制限とする
- 参加者数に対する感染率の高いものは制限を厳格化し、低いものは緩和・解除する
- 劇場が閉じた事による人流抑制の効果の有無・程度も公表する

2. 補助金ではなく損失補償へ移行する、移行までの間は補助金等をラフジャスティスで支払う

- 補助金ではなく、損失額に応じた補償に移行する
- 移行までの間は、今ある支援制度の内容と規模を拡充させる（特に会場費の半額支援を制度化）
- 補助金等はラフジャスティスで支払う

3. Withコロナ渦での中長期的な戦略を立てる

- ライブ配信を高画像高音質（8KとDolby Atmos等）で収録できる体制を整える
- 外国曲のシンクロ権の問題を解決する取組みを進める

イベント型エンターテインメント産業に対するコロナ対策への提言

2021年5月10日
参議院議員 山田太郎

1. 開催制限や人流抑制はエビデンスベースで行う

「感染者を出していないにもかかわらず、人流抑制のために突然活動を0にされた」「こちらはお客さんを入れて駄目なのに、飲食店は入れてよいことを恣意的に感じる」「人流抑制」が耳に聞こえがいいから利用していると関係者は理解している。受け入れ難い「ステージがあがったのは、行政と医療産業が上手く連携できず病床が逼迫したことが原因であり、そのつけを他の産業に押し付けられるのは困る」などイベント型エンターテインメント産業関係者からの政府のコロナ対策に対する評価は非常に厳しい。そもそも、産業を社会生活に必要なものとそうでないものとに分けることは、人々の判断を生むものであり、ナンセンスである。一方、エビデンスによる制限であれば、賛同はできずとも、多くの国民が受け入れるだろう。そこで以下を提言したい。

- ・エビデンスベースでの開催制限とする
- ・参加者数に対する感染率の高いものは制限を厳格化し、低いものは緩和・解除する
- ・劇場が閉じた事による人流抑制の効果の有無・程度も公表する

2. 補助金ではなく損失補償へ移行する、移行までの間は補助金等をラフジャスティスで支払う

これまでは政府が損失補償を嫌い、補助金を乱立させたのではないかと、補助金制度は、申請する側も審査する側も現場の負担が大きく、給付が遅れに遅れているのが現状である。そもそも、補助金は、経費補助であり、対象経費の支出をしなければならぬ。その結果、やりたくないことを余儀なくされる場合も少なくない。例えば、補助金の条件を満たすための映像作製等、作りたくないものを作る結果にもなる。そんな不幸なことを表現者にさせてはならない。そこで、早急に、被った損失に応じた補償に舵を切るべきである。また、補償への移行までの間は、今ある支援制度の内容と規模を拡充させる必要がある。特に、イベント型エンターテインメント産業においては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、経過措置の期間だけでなく、それらの期間外においても、厳しい開催制限が定められまったく収益が見込めない状況である。そのため、支援の充実が急務である。例えば、宣言や措置の対象外の都道府県であっても、収容定員1万人以上の場合、収容できるのは最大50%であり、イベントの主催者は倍の会場費を支払わなければならないことになる。この業界では、70%以上の観客を入れなければ黒字にならないが、宣言や措置が終わった後でも50%までしか観客を入れられないという現状は、開催を中止するか、赤字で開催するか、いずれにせよ業界自体の存続が危ぶまれる事態である。そこで、会場費の半額を国が支援し、赤字にならずにイベントを開催できる制度を早急に整備すべきである（またはエビデンスベースで人数上限を撤廃するのもいい）

フランスのアンテルミタン・デュ・スペクタクルでは、アーティストに対し、仕事がない時に最低限の失業手当を払っている。これはコロナ渦以前からの支援である。米国ではアーティストに対する公的資金の支出はないが、税制優遇措置に支えられた寄付文化が存在し、文化芸術分野への寄付額は既に1兆円を超えている。日本もエンターテインメント産業を本気で守る気合を見せる必要がある。

1.

**国会図書館デジタル化の
予算200億円を確保**

2.

**国会図書館のデジタル化における
障がい者の就労支援を実践**

概要（2020年時点）

現状

- ✓ 国立国会図書館には年間約43万点の納本があるが、デジタル化の能力はわずか2万点/年（5%弱、予算2.3億円）
- ✓ 所蔵1,240万点中デジタル化済みはわずか244万点（20%）（主に1968年以前の発刊の書籍）
- ✓ デジタル化していても、OCRされておらず全文検索ができない
- ✓ 書籍は紙で納品されている。また、有償電子書籍、新聞社のネット記事等は納品されておらず、アーカイブされていないのが現状

対策

- ✓ 1969～2000年まで刊行の出版物を5年間でデジタル化
- ✓ 図書館納本制度の在り方の検討
- ✓ デジタル化経費 38億円×5年 = 190億円
- ✓ OCRの開発、ストレージの強化等 17億円（初年度）
- ✓ 計207億円（既定経費での措置が難しいため枠外での措置）

図書館のデジタル化の前提と課題（2020年時点）

コロナ禍

全国の
図書館が閉館
(研究・教育等に
多大な影響)

骨太の方針2020

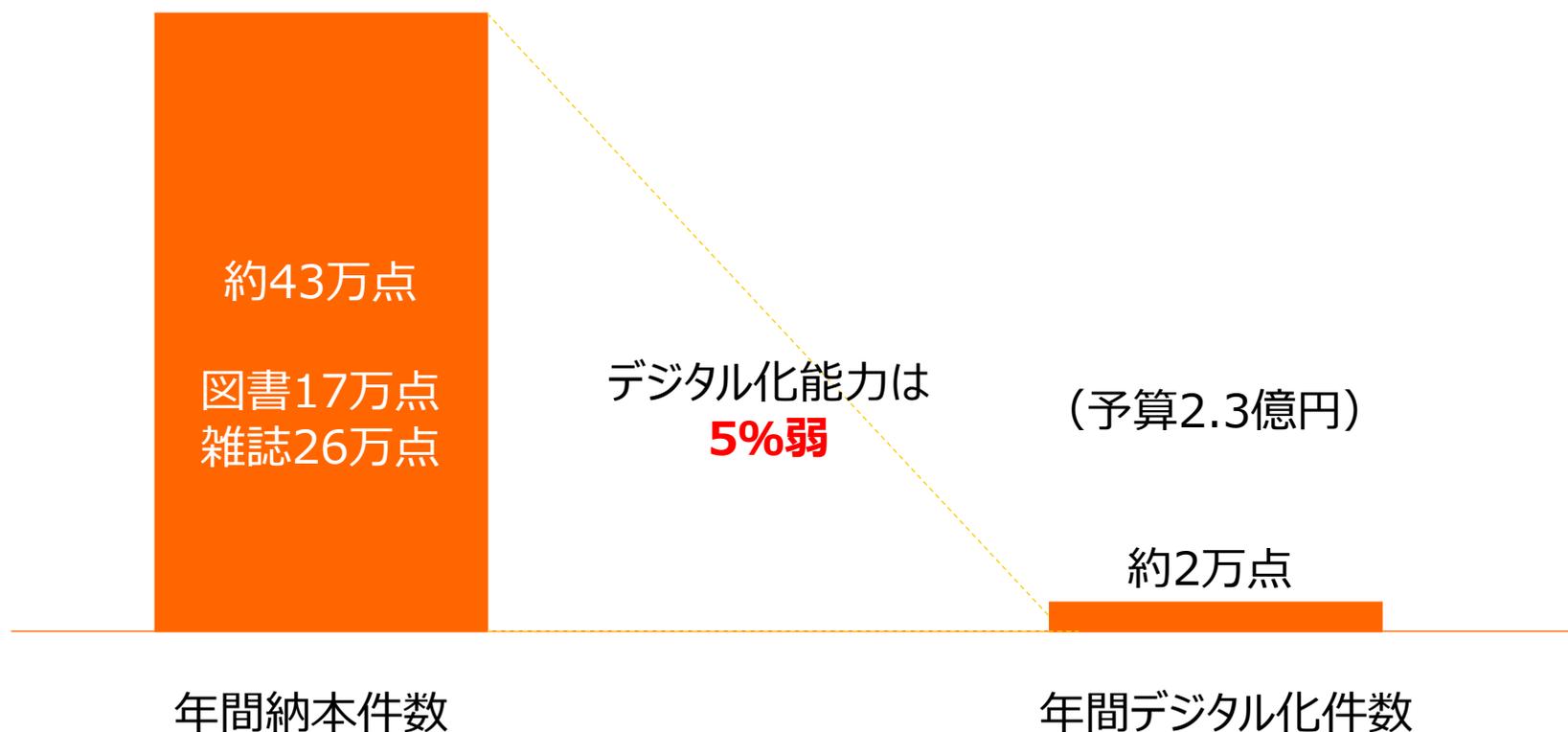
- ・誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制整備などを通じて、ICTリテラシーや情報モラルの向上を図り、デジタル格差対策を推進する。(P18)
- ・STEAM人材の育成に向けて、教育・研究環境のデジタル化・リモート化を推進する (P28)
- ・研究のデジタル化・リモート化・スマート化の推進に向けた基盤の構築を図る。(P30)

課題

- ・著作権法上、国会図書館のみが全ての書籍の保存の為の複製（デジタルアーカイブ）を認められているが、デジタル化が進んでいない（デジタル化されているものも本文検索ができない）
- ・図書館送信（後述）の範囲が限定されているため、国会図書館に来ることが出来ない人が国会図書館の資産を活用できていない

所蔵資料のデジタル化の概況【新規】（2020年時点）

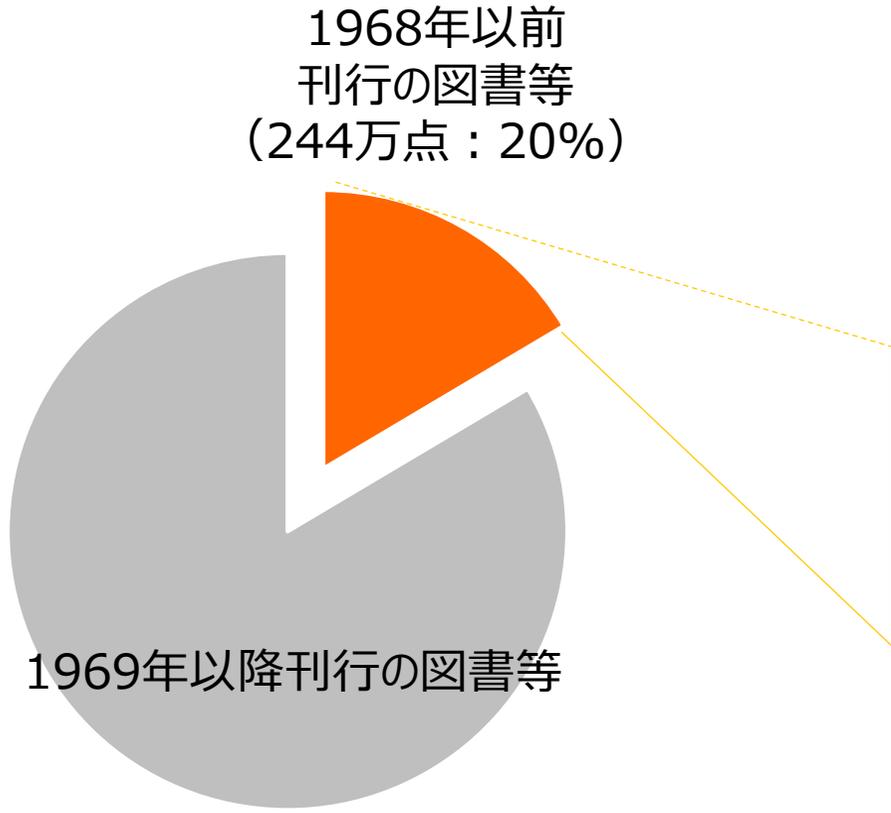
- 図書館の恒常的な予算では、当年度納本された本のわずか5%しか電子化する能力を保有していない



※令和元年度実績、納本点数には官公庁出版物（一部デジタル化不要のものもあり）を含む

所蔵資料のデジタル化の概況【既存】（2020年時点）

- 1969年以降の図書等（80%）は電子化されていない



ネット公開(著作権期間満了)	37万点 (15%)
図書館送信*(絶版)	147万点 (60%)
館内限定(その他)	60万点 (25%)
計	244万点 (100%)

蔵書全体1,240万点

*図書館送信：登録した国内外の図書館等約1,200機関から、絶版等資料を利用できるサービス。

目指すべき姿と今後の実施事項・予算（2020年時点）

- 国会図書館のできる限りの電子化と資産活用のための検討を実施

目指すべき姿（仮案）

- ✓ 既に蔵書されているものについては、早急なデジタル化と全文テキスト化の実現（取り急ぎ2000以前刊行の165万点について電子化）
- ✓ 有償電子書籍等の納本や紙に加え、データでの提供の実現

■ 今後5年間での実施事項

予算

- ✓ デジタル化経費：38億円×5年＝190億円
- ✓ OCRの開発、ストレージ増強等のシステム経費：17億円
- ✓ 合計 207億円（5年間）

検討

- ✓ 自民党知財調査会デジタル小委での納本制度の在り方についての検討

山田太郎の「国会図書館デジタル化」の為の取り組み

①

国会図書館資料のデジタル化のための予算確保

- 毎年2.3億円しかなかった予算が5年間207億円に大幅増加

②

デジタル化された資料が国民に十分利活用されるための法整備 (著作権法改正)

- ① 国会図書館による絶版等資料のインターネット送信
- ② 図書館等による図書館資料のメール送信等

③

障がい者就労支援

- 「障害者優先調達推進法」の理念を実現する新しい調達実績の構築

国会図書館デジタル化までの道のり

○ 山田太郎 国会図書館デジタル化の沿革

2019年12月4日

党・知財調査会 デジタル社会知財活用小委「事務局長」就任
知財の利用促進として国会図書館資料デジタル化についても検討

2020年9月1日

党・知財調査会として「**国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言**」をとりまとめ、5年総額207億円の予算措置を要請

2021年1月28日

令和2年度第3次補正予算の成立により、
国会図書館資料デジタル化予算60億円を措置※

2021年5月26日

2021年改正著作権法が成立（2022年1月1日施行）
図書館等による図書館資料の公衆送信を可能化する改正※

2021年12月20日

令和3年度補正予算案の成立により、
国会図書館資料デジタル化予算47.5億円を措置※

2022年5月

デジタル化済みの資料のうち絶版等で入手困難なものについて
国会図書館サイト上での閲覧サービス開始※

国会図書館の図書等のデジタル化についての提言

国立国会図書館の図書等のデジタル化についての提言

令和2年9月1日
自由民主党 政務調査会

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、全国の図書館が休館するなど研究者や教育者、学生などに大きな影響を及ぼした。同時に、ウィズコロナ時代のニューノーマルに対応した新たな研究・教育活動を下支えする学術環境の早期構築の必要性が明らかになった。

国立国会図書館の図書等のデジタル化の状況を振り返ると、著作権法（第31条第2項）により所蔵資料の網羅的なデジタル化が可能とされているが、実際には、年間約43万点の図書等の収集に対し、わずか2万点（約5%）のデジタル化処理能力（予算）しか備えていない。また、国内刊行の図書等のうち、概ね1968年以前の発刊の図書等244万点（約20%）のみしかデジタル化されておらず、デジタルアーカイブを前提とした図書等の活用に至っていないのが現状である。

また、①デジタル化された図書等についてOCR（光学文字認識）処理がなされておらず本文検索ができない、②有償の電子書籍等や新聞社のWEBのみに掲載されたニュースについては収集もデジタルアーカイブもされていない、③もともとデジタルで作成された図書等についても紙資料での納本後改めてデジタル化せざるを得ないなどの課題が指摘されている。

政府の「骨太の方針2020」においても「教育・研究環境のデジタル化・リモート化」「誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制整備」などと指摘されており、また、関係府省庁では、国立国会図書館でデジタル化された資料へのアクセスを容易化するための著作権法改正が検討されていることから、これと軌を一にして、日本の知の中心である国立国会図書館の図書等のデジタル化を推進し、収集した資料の保存と知の活用を強力に推し進めることが必要である。

具体的には、まず、デジタル化されていない2000年以前に出版された図書等（165万点）について、5年以内に紙資料を電子化する。その際、データにはOCR処理を行い、画像だけでなくコンピュータ文字として認識できる状態で保存し、すでにデジタル化している図書等についても併せてOCR処理を行う。2001年以降に出版された図書等については、2026年までに広くデジタル化の実現手段を探る。

活用面では、国立国会図書館の関係者協議や関係府省庁において、上記課題やウィズコロナ時代に対応した図書館送信制度、絶版等資料へのアクセス容易化のほか、デジタルアーカイブされた図書等の全文検索とスニペット表示（検索キーワードの前後文章の表示）の公開促進などの実現に向けた検討がなされることが望ましい。

いずれにしても、専門的知見に基づく調査や豊富な情報資源の提供によって国会の活動をサポートするという重要な役割を担っている国立国会図書館におけるデジタル化の推進は、我が立法院に課せられた責務である。また、政府に対しても予備費の活用を含めた予算面での手当てなどその推進を強く求めるものである。

以上

所蔵資料デジタル化事業の促進について

合計 207億円

- | | |
|--|-------------|
| ① 資料デジタル化 | 190億円 |
| | ※38億円/年×5年間 |
| ⇒1969～2000年刊行の図書約165万点のデジタル化を外部委託により行う。デジタル化された資料は③によるOCRで全文テキスト化し、日本語ビッグデータとしても整備し、当該期間の資料の分析から様々な再発見を行うための基盤とする。 | |
| ② 恒常的なデジタル化設備の整備 | 3億円 |
| ⇒年間10万点程度のデジタル化を行う設備を東京本館内に整備する。デジタル化するものは、③で開発されるOCRによって全文テキストによる検索を可能とする。 | |
| ③ 資料利用のための高精度分析OCRシステムの開発 | 4億円 |
| ⇒デジタル化資料の画像データから、全文テキスト化（OCR）と、挿絵や写真等の抽出・検索を可能とするためのAIシステムを開発する。利用者の利便性が向上するだけでなく、テキストと画像というAI等のコンピュータで再利用可能な形に資料を転化させることを可能とする。 | |
| ④ 電子書庫（ストレージ）の増強及びシステムの改修 | 10億円 |
| ⇒大量のデータを処理するために電子書庫（ストレージ）の増強及び国立国会図書館デジタルコレクションの改修を行うとともに、大規模なデジタル化作業の進捗・品質を効率的に管理するための情報システムを構築する。 | |

期待される効果：

- （1）大学・図書館等が閉鎖された状況下での研究・教育活動を下支えする学術環境整備（オンラインによる情報アクセスの拡大）
- （2）ジャパンサーチとの連携により、我が国のコンテンツ活用に貢献
- （3）全文テキストデータの提供により、データ駆動型社会・研究に貢献

5年間で総額207億円の予算措置を提言！

提言申入の様子

2020年	提言申入
9月2日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ● 山東 昭子 参議院議長 ● 松村 祥史 参議院議運委員長
9月3日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ● 大島 理森 衆議院議長 ● 高木 毅 衆議院議運委員長 ● 財務省 矢野 康治 主計局長
9月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ● 森山 裕 衆議院国対委員長
12月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ● 麻生 太郎 財務大臣



東京コロニー視察の様子

2022年1月13日 社会福祉法人東京コロニー（コロニー東村山）

東京コロニーでは障害のある方が国会図書館資料のデジタル化業務を進めています。「障害者優先調達推進法」を最大限活用した新しい調達のもと、国会図書館のデジタル化について受注しました。随意契約が可能な上限金額（1500万円）に近い画期的な事例です。今回は障害のある方が国会図書館資料をデジタル化の様子を視察しました。

障害者優先調達推進法

2013年4月 施行
「障害のある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要」との認識の下、「障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化」することを目的としたもの。

課題
発注単価が安く、障害者就労施設等の経済的な基盤を確立することにほとんど寄与していないという実態が判明。
(原因)
● この法律の活用の前例がない
● 予算決算及び会計令の解釈を誤解し、100万円を超えるような随意契約はできないと思っている府省庁多数

山田さんが
協議を重ねた結果

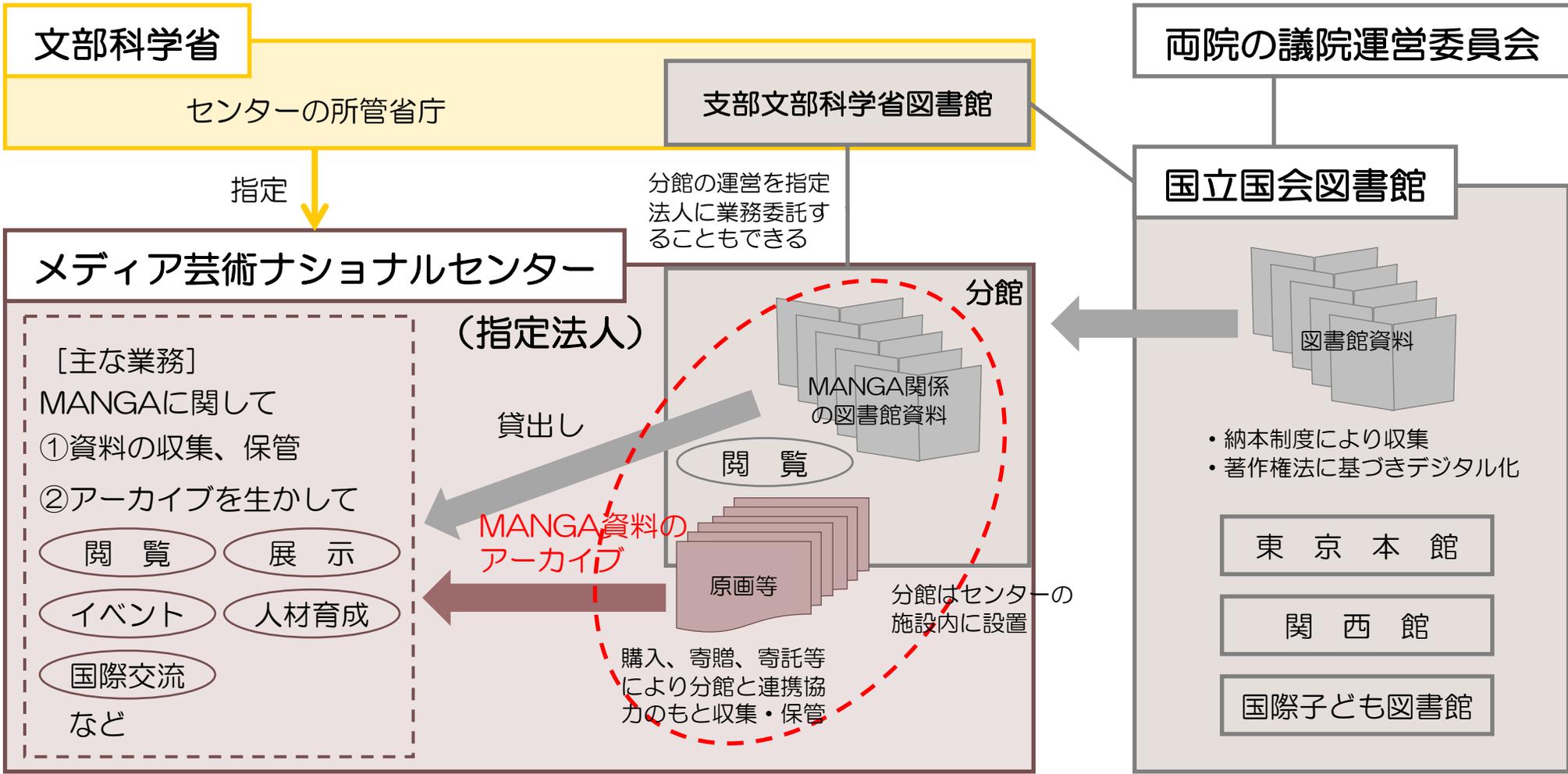


- 「障害者優先調達推進法の枠組みでは1500万までであれば障害者就労施設等との随意契約ができる」という非常に重要な点を明確化
 - 厚生労働省と財務省にこの旨を国の各機関に周知することを依頼
 - 国会図書館に対しては5年間207億円の予算の執行にあたってはこの制度を最大限活用すべき旨を要請
- 障害者優先調達推進法を最大限活用した新しい調達が行われた
→東京コロニー

東京コロニー視察の様子



メディア芸術ナショナルセンターのイメージ



メディア芸術推進会議（文部科学省及び内閣府、経済産業省その他の関係機関）

政府の様々な施策と連携してメディア芸術ナショナルセンターの整備及び運営を強力に推進

1.

資料の蓄積
(原画等の散逸・海外流出の防止とアーカイブ化)

2.

人材の育成及び産業振興

3.

**点在する関連施設の連携拠点としての
国際的な情報発信と人の交流の促進**

1.資料の蓄積（原画等の散逸・海外流出の防止とアーカイブ化）

① マンガ・アニメ・ゲームの原画等の散逸・海外流出の防止

- 戦後急速な発展を遂げたMANGA業界において、近年、功労者の訃報が相次ぎ、その方々の手元で保管されていた貴重な原画や関連資料をどうするかが課題（寄贈・寄託の受入先）
- 作家の死亡などで原画や関連資料が散逸している例も少なくない
- そもそも作家の中には原画や関連資料の保存に頓着しない人もいる
- 原画や関連資料を長期保存し、管理していくのは費用や手間がかかり困難
- 国内のマンガ・アニメ・ゲームの関連施設のいくつかは原画や関連資料の収蔵量が限界
- 出版不況のため、出版社も原画や関連資料を保存する倉庫費用等を賄えない
- 倉庫費用等を賄えない出版社から古い原画や関連資料の返却を受けた作家がそれらを処分してしまうこともある
- 海外勢（フランスなど）に原画や関連資料をまとめ買いされて海外流出する例もある

② 体型的なアーカイブの構築

- マンガ・アニメ・ゲームの原画や関連資料の損傷を防ぐためのアーカイブ化
- 国立国会図書館にあるマンガ・アニメ・ゲーム関連の蔵書も保管
- 国立国会図書館では、現に販売されている資料も含め、あらゆる資料のデジタル化が可能（他の図書館では、絶版等で入手困難なもので貴重な資料のみデジタル化が可能）

2.人材の育成及び産業振興

① 人材の育成

- 原画や関連資料の本物を見ることができることによる新たな創作への感銘力
- 豊富な資料を活用した人材育成
- 関連団体による各種講習・セミナー・ワークショップによる人材育成
- 中小零細企業やフリーランスに対する人材育成・キャリアアップ支援
- 国会図書館に認められた著作権法上の例外により、利用者に図書館サービスを無償で提供
- マンガ・アニメ・ゲームの研究拠点化

② 産業振興

- マンガ・アニメ・ゲーム資源を活用した産業の振興
- マンガ・アニメ・ゲーム産業の保護・育成による国際競争力の強化

3. 点在する関連施設の連携拠点としての国際的な情報発信と人の交流の促進

① 関連施設と連携して、国内外に、マンガ・アニメ・ゲーム作品の魅力を発信

- マンガ・アニメ・ゲームの輸出拡大の促進
- マンガ・アニメ・ゲームの図書館として外国人観光客を誘致

② 人の交流の促進

- 関連団体等の交流の促進
- イベントの開催による国内外の人の交流の促進

連携拠点としてのMANGAナショナル・センターを要望している関連施設一覧

- 北九州市漫画ミュージアム（発起人）
- 京都国際マンガミュージアム（発起人）
- NPO法人熊本マンガミュージアムプロジェクト（発起人）
- 新潟市マンガ・アニメ情報館（発起人）
- 明治大学マンガ図書館（発起人）
- 横手市増田まんが美術館（発起人）

- 石ノ森萬画館
- 川崎市市民ミュージアム
- GALLERYタマリン館
- 合志マンガミュージアム
- 少女まんが館

- 昭和漫画館青虫
- 高畑華宵大正ロマン館
- 宝塚市立手塚治虫記念館
- 田河水泡・のらくろ館
- 立川まんがぱーく
- 千曲市ふる里漫画館
- ちびまる子ちゃんランド
- 富永一朗あづま漫画廊
- 新潟市マンガの家
- 松本かつぢ資料館

（計21施設）